

「平和的生存権」
「核兵器等廃絶」
「無防備地域宣言」
「平和の街づくり計画」
を盛り込んだ
条例の制定は可能だ！



2008年8月19日 請求代表者5人が意見陳述

「尼崎市を非戦の街に」市民平和条例（案）についての説明

【文責】

尼崎市に平和無防備条例をめざす会：ブログ担当

('08/8 作成 '09/6/15 最終改定)

「尼崎市を非戦の街に」市民平和条例（案）についての説明

2008年8月

条例制定を求める直接請求署名は、2008年4月25日から5月25日の間に、15632人集まりました。署名には市民一人ひとりの平和への熱い思いが込められています。

条例案を説明させていただきながら、寄せられたご質問にも答えていきたいと思っております。

前文、第1条 条例の目的P 3
第2条 用語の定義P 6
第3条 市民の平和的生存権、軍事・防衛協力の強制禁止P 6
第4条 市の責務P 6
第5条 核兵器等廃絶の働きかけP 8
（憲法第9条の理念は、「無防備国家」ともいえますP 11
第6条 （第1項）軍民分離の基本原則、（第2項）無防備地域宣言P 12
（戦争違法化の歴史と「国際人道法」について）P 14
（ジュネーブ諸条約、同第1追加議定書について）P 16
（「無防備地域」について）P 17
（追加議定書上、自治体も無防備地域宣言できます）P 21
（コンメンタールの解釈、宣言4条件について）P 23
（無防備地域宣言を盛り込んだ条例は制定できます）P 23
（国民保護法、武力攻撃対処法などにも違反しません）P 26
（国民保護計画について）P 28
（道義上も宣言できます）P 31
（有事を想定し、住民を巻き込んだ実動訓練の実態）P 35
第7条 尼崎市平和の街づくり基本計画の作成、推進委員会などP 37
第8条 必要な事項は規則を定めるP 38

* 本条例は基本的に平時に関する規定です。

但し、第3条・第4条・第6条が有事にも関係してくる規定で、第6条第2項は有事のみに関わる規定です。有事における対応（無防備地域宣言）は、平時からの対応（平和行政、軍民分離の努力）からつながってくるので、一つの条例にしました。

そのことによって、本条例は有事を想定したものだ、と言われてたりしますが、この条例は、“軍隊にたよらずに平和な世界をめざす意志を実行するもの”であり、平和憲法の精神を広げ、かつ住民を保護するためのものです。そのことが、この説明書の中でご理解いただければ幸いです。

(ジュネーブ諸条約・追加議定書 に関する Q & A)

【武器を持たないというのは理想論ではないですか？】 P 9
【平時の自衛隊車両の通行も禁止するのか？ 災害時の自衛隊も認めないのか？】 P 13
【ジュネーブ諸条約、同第1追加議定書は守られていないではないか？】 P 16
【国連憲章やジュネーブ諸条約などに違反して戦争をする国があるではないか？】 P 16
【追加議定書は戦争のルールを定めたものなので、平和憲法とあいられないのではないか？】 P 17

(無防備地域宣言 に関する Q & A)

【無防備地域宣言をして、占領されていいのか？】 P 19
【占領されたら、やられ放題になるのではないか？】 P 20
【無防備地域宣言は、組織的降伏の一種である？】 P 20
【条例で有事を想定するのは、平和を求める条例としては問題があるのではないか？】 P 21
【政府が住民保護を優先しない場合に、自衛隊が宣言に同意するはずがないではないか？】 P 22
【宣言時、市内を通過する道路や鉄道を、全く自衛隊が使用できなくなるではないか？】 P 22
【自治体が、宣言主体になれるにしても、宣言の4条件を満たすことができないではないか？】 P 22
【投石等が起こったら「敵対行為」になるのではないか？ 個人の自衛権も否定するのか？】 P 23

(条例を制定すること に関する Q & A)

【「防衛」に関することでも条例で定められるのか？】 P 23
【「防衛」は国の専管事項ではないのか？】 P 24
【無防備地域宣言は、自衛権の放棄ではないか？】 P 25
【国は、地方自治体は宣言できない、と言っているではないか？】 P 25
【軍当局すなわち国は合意をするはずがないので、地方自治体は宣言できない？】 P 26
【国や自衛隊が合意するはずがないので、条例を作っても意味がないのでは？】 P 26
【無防備地域宣言をするのはすごくハードルが高いし、条例までは必要ないのではないか？】 P 26
【結局、国の合意を得ないといけないのなら、国に宣言してもらったらいいいのではないか？】 P 26
【「軍当局」には在日米軍も含まれ、交渉できるのは国だけだから、国しか宣言できない？】 P 26
【無防備地域の宣言は、国民保護法、武力攻撃対処法に抵触する？】 P 26

(国民・市長の責務、その他 に関する Q & A)

【尼崎市だけ無防備地域宣言をして、自分のところだけ宣言して安全でいいのか？】 P 31
【みんなが国を守るために戦っているときに、国の防衛に協力しないものは“非国民”である？】 P 32
【宣言をした地域に占領軍が駐留したら、その周辺が戦火にさらされるではないか？】 P 32
【無防備地域宣言は、利敵行為であり、“外患誘致罪” “外患援助罪”である？】 P 33
【無防備地域宣言についての手順などを、市長に任せていいのか？】 P 38

巻末資料

(1) 文部省教材「あたらしい憲法のはなし」 / 詩『ヒロシマというとき』 P 39
(2) 広島・原爆の日『平和宣言』(2008 年全文) P 40
(3) 平和に関する自治体条例 一覧 P 41
(4) ジュネーブ諸条約 第1追加議定書 第59条全文 P 42

「尼崎市を非戦の街に」市民平和条例（案）

「21世紀は戦争のない平和な世界にしたい」という市民の願いにかかわらず、イラク、アフガニスタン等で多くの一般市民の命がうばわれつづけている。戦争は自然現象ではなく、始めるのも終結させるのも人間。私たちは日本国憲法の平和主義の理念を実現し、わたしたちの住む尼崎市を、戦争に協力しない、戦争に加担しない街にすべく、持てる力を結集し、時代を担う子どもたちに手渡したいと考える。尼崎市は軍需産業の町だったので、第二次世界大戦末期に激しい空襲を受け、多大な犠牲をこうむっている。戦争体験者の方から「二度と戦争はしてはならない」思いを受け継いだ。私たちは、この町を「命が輝く街、子どもたちが健やかに育ち、高齢者や障がいを持つ人たちの生活が尊重される街」にしたい。また、近松をはじめ、文化遺産を大切に伝えていきたい。文化は平和でこそ栄える。尼崎市の歴史と伝統、暮らしの中から、戦争につながるものを拒否し、恒久的な平和のために不断に努力する決意のあかしとしてこの条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、国際平和を誠実に希求し、戦争と武力を永久に放棄するとした日本国憲法の平和主義の理念、国是である非核三原則、および武力紛争被害を防ぐための国際法規であるジュネーブ諸条約など国際人道法、ならびに尼崎市の「世界平和都市宣言」および「核兵器廃絶平和都市宣言」にもとづき、市民が平和で安全な環境のもとに人間としての基本的な権利と豊かな生活を維持できるために、平和の街づくりを目的とする。

本条例は、尼崎市の「世界平和都市宣言」と「核兵器廃絶平和都市宣言」を発展させるものです。

尼崎市は、1957年（昭和32年）に「世界平和都市宣言」として、「世界の恒久平和を維持し、人類の共存福祉を念願する世界平和都市たること」を宣言しています。

また、尼崎市議会は、1985年（昭和60年）に「核兵器廃絶平和都市宣言」を決議しています。

（参考）核兵器廃絶平和都市宣言に関する決議

尼崎市は、かねてより人間性ゆたかな職住都市の建設を目指してまちづくりを推進している。

しかるに近年の核軍拡競争は、人類の生存そのものに重大な脅威を与えている。

私たちは、この愛すべき郷土尼崎を後世に伝えていくために、世界の恒久平和を願い、今こそ核兵器の廃絶を強く訴えなければならない。

よって、尼崎市議会は、国是である非核三原則を確認し、全世界から核兵器が廃絶されることを希求し、ここに核兵器廃絶平和都市であることを宣言する。

昭和60年（1985年）7月27日 尼崎市議会

最近でも、アフガニスタン・イラクへの攻撃や占領で多くの市民が犠牲になっています。その攻撃や占領について、日本政府は賛成し、資金を提供し、自衛隊を多国籍軍に参加させました。さらに、有事法制（米軍支援法や国民保護法など）が制定され、急ピッチで「戦争する国」に進んでいます。

その中で、つぎのように、核武装などを容認する国会議員も増えています。

参考：自民党・中川昭一元政調会長の核発言

「(日本の)憲法でも核保有は禁止されていない。核があることによって(他国から)攻められる可能性が低くなる。あるいは、やればやり返すという議論は当然ありうる。当然、議論はあっていい」
(2006年10月)

参考：久間章生元防衛相の発言

「長崎に落とされ悲惨な目に遭ったが、あれで戦争が終わったんだという頭の整理で、しょうがないなと思っている」「原爆を広島と長崎に落とし終戦になった。幸い北海道が占領されずに済んだ」
(2007年6月)

参考：自民党候補の32%、核武装検討を容認(毎日新聞2007年7月)

2007年の参院選の全立候補者を対象に実施したアンケートで32%が日本の核武装の検討を容認しました。そのうち当選した自民党議員(37人)のうち9人が核武装検討を容認でした。さらに、そのうち鴻池祥肇(よしただ)氏をはじめ4人が「すぐに検討を始めるべき」と回答しています。(それ以外は「国際情勢によっては検討すべき」と回答。) 鴻池氏は兵庫選出で2007年参議院選で当選し、尼崎出身です。

ちなみに、毎日新聞の調査で一度でも核武装を容認した現職議員(2007年9月現在)は、自民党は衆議院305人中75人(25%)、参議院85人中15人(18%)。民主党は衆議院113人中14人(12%)、参議院112人中5人(4%)が核容認でした。

参考：佐藤正久参院議員(イラク陸上自衛隊元隊長。「ヒゲの隊長」)の憲法違反発言

(情報収集の名目で現場に駆けつけ、あえて巻き込まれるという状況を作り出すことで、オランダ軍を警護するつもりだった...)「巻き込まれない限りは正当防衛・緊急避難の状況は作れませんから。目の前で苦しんでいる仲間がいる。普通に考えて手をさしのべるべきだという時は(警護に)行ったと思いますよ」「その代わり(その行為で)日本の法律で裁かれるのであれば喜んで裁かれてやろうと」(2007年7月)

また、自衛隊のつぎのような活動についても気に留める必要があります。

(1)非人道的な兵器を持ち、防衛の枠をも越える恐れがある装備を保有する動き。

- ・クラスター爆弾(276億円分、数千発以上を購入。非人道的兵器であり、クラスター爆弾禁止条約が締結されたので日本も廃棄する予定。当初、日本は禁止条約に賛成しなかった。)
- ・対人地雷(対人地雷禁止条約によって実戦用は廃棄されたが、訓練用として2万発以上を保有)
- ・1万トン以上の輸送艦を保有。(軽空母に転用しやすい、平らで広い甲板を採用)
- ・次期支援戦闘機を開発中。(根本的な設計ミスで大幅な計画見直しに迫られているが、表面にステルス材を施し、レーダーに映らないようにする予定)
- ・「情報収集衛星」(監視・スパイ衛星)の運用開始。

(2)イラク、インド洋での活動。

- ・航空自衛隊がクウェート-イラク間で武装した米英軍などを輸送し、海上自衛隊はインド洋で米英軍艦船などに給油。(それら自衛隊が支援している米英軍などが行う軍事作戦によってイラクやア

フガニスタンの罪無き市民への犠牲が拡大している。)

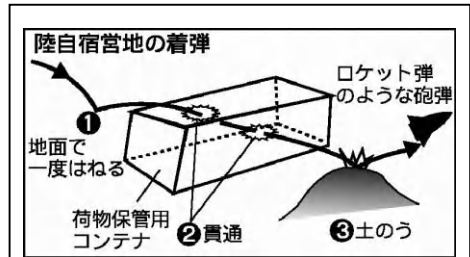
- ・サマワの部隊が撤収して2年がたつが、現地がとても危険だったことが浮き彫りになっている。2005年12月5日、自衛隊車両がデモ隊から投石を受け、車両の一部が破損しているが、その際同行していたムサンナ州知事の護衛隊が自衛隊車両の上に登って、デモ隊に自動小銃を撃つ寸前の状況に至っている。(一触即発の状況)
- ・今年7月に共同通信社が入手した統合幕僚監部(統幕)の資料では、サマワ宿営地で迫撃弾・ロケット弾攻撃は13回受けている。着弾は22発あり、宿営地に4発落下したほか、宿営地外周から1キロ以内に14発が落下していた。
- ・防衛省が公表した直接経費だけでイラクに914億円(07年11月までの4年間)、インド洋に587億円(07年11月までの6年間)が費やされている。

(3)海外での訓練の強化。

- ・アラスカまでの空中給油訓練(7回の空中給油を受けて、日本-アラスカを往復)
- ・ハワイ米軍基地で戦車砲撃訓練(戦車をわざわざ海上輸送)
- ・日本海や太平洋上、オーストラリア沖での共同訓練は毎年行われている。
(太平洋上での日米共同訓練中に、自衛隊イージス艦が米F15戦闘機を誤って撃墜してしまったこともある。パイロットは非常脱出し無事。)
- ・インドネシア海岸での揚陸訓練(津波支援の時。海岸にホバークラフト揚陸艇を乗り上げた。そこまでの必要性は不明。実質、海外での揚陸訓練といえる。)

(4)陸上自衛隊情報保安部がイラク派兵に反対する市民運動の情報を(分かっているだけで)約300団体・個人にわたって収集。(集会等の日時・場所・発言内容・個人名・写真・市民の反応・評価などを詳細に記載。思想信条、表現の自由を侵害する監視活動。(陸上自衛隊情報保安部の調査対象は国家秘密を取り扱う者に限定されているので法律にも違反))

(5)自衛隊イージス艦事故では、イージス艦はほとんど回避行動を取らずに漁船を沈没させた。



2004年5月、宿営地に着弾



押し寄せるデモ隊を排除するため、陸自軽装甲機動車の上から自動小銃を向けるハッサン・ムサンナ州知事の護衛隊。(2005年12日5日、イラク南部サマワ郊外ルメイサ市)(時事通信社)



当時、バグダッドの多国籍軍司令部で、各国兵士と共に勤務する陸上自衛隊員(右)、24時間態勢で情報収集任務に就いていた。

ミサイル防衛構想に、巨額(試算数千億~1兆)の費用がかかることを質問された石破防衛大臣(2007年末、当時)は「命の大切さを金でかえることはできない」と発言しました。生活保護基準にも満たないような生活を余儀なくされているお年寄りの年金から天引きするような政治をしておいて、「命の大切さ」とかいう発言は信じられません。ミサイル防衛構想については、コストに比して効果が少ないことが言われています。ミサイル被害を防ぐというなら、地震でも壊れそうな家に住んでいる人の家を補強・改築するほうが命を守ることに繋がると思います。

尼崎市長は、『国民保護計画においても国が武力攻撃が迫っていると判断した場合には国民に警報を発令し、避難の必要があると認めた場合は避難措置の実施について知事に指示し、市長を経由して住民に対して避難の指示を行い、避難誘導には消防、警察、自衛隊があたることになっています。』（2008年7月11日、市長意見書）とし、避難誘導に自衛隊（国際法上の軍隊）があたることを当然のこのように述べています。

しかし、住宅地内に自衛隊を引き入れることは軍事目標を住宅地につくることになり、軍民分離の基本原則に相反することになりますので、大きな懸念があります。

住民の安全・安心を守る責務を自治体が責任を持って果たすために、自衛隊の存在が住民保護のためにならない場合を（も）想定して、住民保護を国まかせにせず、自らの手段も確保しておくべきです。

本条例は、国際人道法を活用して、住民を保護する手段を自治体として持つためのものです。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居住する者、市内で働く者、学ぶ者、その他の活動をする者をいう。
- (2) 核兵器等 核兵器(劣化ウランウム兵器を含む。)ならびに生物兵器、化学兵器(枯葉剤を含む。)地雷、機雷、クラスター爆弾、焼夷弾、その他生物を無差別に殺傷させ又は環境に大きな影響を与える恐れがある兵器及びこれに類するものをいう。
- (3) 第1追加議定書 1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(議定書I)をいう。
- (4) 無防備地域 第1追加議定書第59条に定められている攻撃に対して特別の保護の下にある地区をいう。

「市民」について

平和な街づくりをすすめるためには、市内に住んでいる人だけでなく、事業所で働く人や、学校で学ぶ人や、市民活動やボランティア活動などを行っている人などの協力が不可欠であると考え、住民に限らず幅広く市民を定めました。外国籍の人も含みます。

（市民の平和的生存権）

第3条 市民は、平和のうちに生存する権利を有する。

2 市民は、その意に反して、軍事又は防衛に関する協力を強制されない。

（市の責務）

第4条 市は、前条の市民の権利を保護する。

「平和的生存権」は日本国憲法前文でうたわれていますが、最も基本的な市民の権利として、条例でも定めようとするものです。

この条文については、尼崎市も市議会審議の中で「法的に制定可能である」と答弁しています。

2008年4月17日、名古屋高裁は、「(平和的生存権は)全ての基本的人権の基礎にあってその享有を可能ならしめる基底的权利であるということができ、単に憲法の基本的精神や理念を表明したに留まるものではない。」「9条に違反するような国の行為、すなわち戦争の遂行などによって個人の生命、自由が侵害される場合や、戦争への加担・協力を強制される場合には、その違憲行為の差止請求や損害賠償請求などの方法により裁判所に救済を求めることができる場合がある」との見解を示し、「平和的生存権には具体的権利性がある。」と判示しました。

日本国憲法 前文(抄)

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

国民保護法でも、協力を強制されないことは明記されています。

国民保護法

第四条 国民は、この法律の規定により国民の保護のための措置の実施に関し協力を要請されたときは、必要な協力をするよう努めるものとする。

2 前項の協力は国民の自発的な意思にゆだねられるものであつて、その要請に当たって強制にわたることがあつてはならない。

「兵庫県国民保護計画」(P93)も、上記条文からそのまま引用し、『協力を要請された住民は、必要な協力をするよう努めるものとする。なお、この協力は自発的な意思にゆだねられるものであつて、その要請に当たって強制にわたることがあつてはならない。』と定めています。

尼崎市が全戸に配布したパンフレット「いざというときに備えて」の10ページ「尼崎市国民保護計画の概要」の中でも、『市民の協力は、市民の強制ではなく自発的な意思に委ねられるもの』とあります(編集・発行 尼崎市防災対策課)。

ただし、防衛出動した自衛隊による土地、家屋、物資の収用はあります。

自衛隊法第103条に、自衛隊に防衛出動が命じられその行動地域において自衛隊の任務遂行上必要があると認められる場合には、市民の財産(土地、家屋、物資)を収用できる規定があります。このような規定は、緊急時に適用される特別法のような扱いになりますので、本条例より優先されるでしょう。この点では、本条例が制定されても限界はあります。

しかし、条例で定めておくことは、軍事や防衛に関する協力(例えば、有事を想定した避難訓練への参加など)に対して、自らの意志を貫く根拠になるでしょう。

(核兵器等廃絶の働きかけ)

第5条 市長は、核兵器等の製造、運搬、使用等を禁止し廃絶するための措置を国際機関、関係国、関係諸団体等に働きかける。

【用語説明】

「関係諸団体等」は、反核団体や非人道兵器に反対するNGOなどを想定しています。

尼崎市においても、国際平和を希求する立場から、核兵器等の廃絶に向けた国内外の動きに関わっていくことを条例で定めようとするものです。

国際連合憲章第1条は、国際連合の目的として、「(国際的な紛争などの解決を)平和的手段によつて且つ正義及び国際法の原則に従つて実現する」と定め、同第26条で「世界の人的及び経済的資源を軍備のために転用することを最も少くして国際の平和及び安全の確立及び維持を促進する目的で、安全保障理事会は、軍備規制の方式を確立するため国際連合加盟国に提出される計画を……作成する責任を負う」と定めています。つまり、世界の人的資源や経済的資源はできるだけ軍備以外のことに回そう、と定めているのです。

近年の具体的な軍縮の動きとしては、「対人地雷禁止条約」が成立し、ジョディ＝ウィリアムズ女史がノーベル平和賞を受賞したことは有名です。また、2008年には、クラスター爆弾禁止条約が発効し、武器貿易条約(小型武器を規制する条約)の作成のための具体的な話し合いが進められています。さらに、劣化ウラニウム兵器を禁止する動きも広がっており、2008年の国連総会で、劣化ウラニウム兵器による影響について論議されました。

このように、国際社会において、持ってしまった武器を捨てて、核兵器など大量破壊兵器や非人道兵器を廃絶する努力が続けられています。

広島・長崎両市長が1982年に世界によびかけた「平和市長会議」(旧：世界平和連帯都市市長会議)は、世界130カ国/地域2,317都市の賛同(2008年6月30日現在)を得ています。1990年3月に国連広報局NGOに、1991年5月には国連経済社会理事会よりカテゴリーII(現在は「特殊協議資格」と改称)NGOとして登録されています。現在、2020年までの核兵器廃絶を目指す「2020ビジョン(核兵器廃絶のための緊急行動)」に取り組み、核兵器廃絶に向けた誠実な交渉開始を呼び掛ける「誠実な交渉義務推進キャンペーン」や都市への核攻撃目標解除を求める「都市を攻撃目標にするな(CANT)プロジェクト」を世界的に展開し、市民による署名活動や核保有国及び自国政府への要請文の送付を呼び掛けています。国内では「全国市長会」や「日本非核宣言自治体協議会」、海外では人口3万人以上の米国都市が加盟する「全米市長会議」や世界人口の過半数を擁する自治体組織である「都市・自治体連合(UCLG)」等から賛同決議をいただいています。また、平和市長会議では2008年4月、スイスのジュネーブで開催された「核不拡散条約(NPT)再検討会議準備委員会」に市長代表団を結成して参加し、同委員会で各国政府代表等に核兵器廃絶に向けた取組を要請するとともに、2020年までの核兵器廃絶に向け、NPTを補完し、各国政府が遵守すべきプロセスなどを定めた「ヒロシマ・ナガサキ議定書」を発表しました。(「平和市長会議」HPより引用)

また、「非核宣言」している自治体は全国で1,400を超えています。1984年に「日本非核宣言自治体協議会」が結成され、242自治体(H20.6.1現在)が加入し、核実験に対する抗議や世界NGO集会「核

兵器廃絶 地球市民集会ナガサキ」に参加しています。近隣自治体では伊丹市が加入しています。（「日本非核宣言自治体協議会」HPより引用）

毎年8月、広島市長が「平和宣言」（*巻末資料2：平和宣言（2008年）全文）を、長崎市長が「長崎平和アピール」を発信し、時には、自国や他国の軍事外交施策について懸念を表明したりしています。

このように、自治体として、具体的な影響力として、平和外交を展開している実例があります。

なお、核兵器廃絶・平和行政推進について条例化している自治体は、神奈川県・藤沢市、長崎県・時津町、北海道・苫小牧市、東京都・中野区、沖縄県・読谷村などがあります。（巻末資料3参照）

これらは、まさしく「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意し」た平和憲法を自治体レベルで具体化するものです。

「クラスター爆弾禁止条約」について

2008年5月30日、アイルランドのダブリンで、「クラスター爆弾禁止条約」が111カ国の参加国の全会一致で採択されました。

これは条約参加国が保有するクラスター爆弾の99%が禁止される画期的な合意です。

（例外となるものは、子爆弾が10個未満でそれぞれに軍事目標をとらえる機能があり目標に当たらなかったら自爆するか機能停止するタイプのみです。）

さらに、クラスター爆弾を落とした国に不発弾の撤去義務があることも明確にしました。

参加国にはクラスター爆弾を使用してきたイギリス、フランス、ドイツの含まれます。

クラスター爆弾を多く保有する、アメリカ、ロシア、中国が条約に参加していませんが、条約が採択されたことによって、これらの国々に実際に爆弾を使用することを思いとどまらせる効果が期待されています。

これは、ノルウェー政府の巧みな外交とNGOによる世論形成が実現に向けての大きな力になりました。粘り強く相手を説得し、非人道的な兵器を禁止する意義を共通確認して、兵器規制交渉をすすめていく巧みな外交は日本も見習うべきだと思います。ノルウェーは、1993年のパレスチナ＝イスラエル合意、2006年のスリランカ和平合意でも仲介の役割を果たしています。

自衛隊は、276億円ものクラスター爆弾を持ち「防衛のために必要」との見解でしたが、イギリス、フランス、ドイツも賛成に転じる中で、最終的に条約に賛成しました。国会での批准もされましたので、自衛隊が現在保有するクラスター爆弾は原則8年以内に全廃されるはずですが、ちなみに、自衛隊は4種類（内3種類は国産で、石川製鉄所、小松製作所、IHIエアロスペースが製造）を保有しています。

本来は、平和憲法を持ち、無差別殺戮兵器の象徴である原爆による甚大な被害を受けた日本は、このような兵器規制交渉の先頭に立つべきだと思います。

Q 【武器を持たないというのは理想論ではないですか？】

敵より多くの軍事力を持つという考えは、際限ない軍拡競争になるので、現代においては、国連憲章などで否定されている考え方です。先述したクラスター爆弾禁止条約の部分でもふれましたが、国際社会では持ってしまった軍備を減らす努力が続けられています。

「防衛上必要最小限度の実力は必要である」という考えはありますが、その「実力」が適正なものなのか、軍事にお金をかけなくても違う平和の手段があるのではないかと、という検討が常に必要だと思います。特に、現在の日本の財政状況をみると、これ以上の社会保障費の削減が限界に来ている中で、軍事費だけを聖域にし続けることは限界だと思います。このような財政事情からも、軍事によらない平和的手段を一層模索しなければならないと思います。

理想に向かって努力することが発展・進歩につながるのであって、国際人道法の整備（戦争違法化の歴史）はそうして積み上げてきました。「理想論だ」とか「しょせん戦争は無くならない」という言い方は、戦争を無くすための努力を無視する言い訳です。

最低限言えることは、行政はきちり理想を掲げ、行動しないといけないということです。例えば、人権問題で「しょせん差別は無くならない」と言ってしまったら永遠に差別は無くならないでしょう。「差別はなくなるもの」という立場で啓発するのが行政の立場だと考えます。戦争も同じことで、「戦争はなくなるもの」という立場をとらないといけないと思います。

本条例が、尼崎市の「世界平和都市宣言」と「核兵器廃絶平和都市宣言」を発展させるものである、とした意味がここにあります。

人権問題の例えをしましたので、国連人権委員会における日本政府の態度を少し述べます。

婚外子差別については「国際人権規約B規約」に明らかに違反するものとして、毎回、国連から撤廃勧告を受けています。この問題について、日本政府は「世論調査の結果をみると、この制度の改正についての国民の意識が成熟しているとは言い難い。」（1998年）というような回答をしています。

これに対して、国連からは「人権の保障と人権の基準は世論調査によって決定されないことを強調する。規約に基づく義務に違反し得る締約国の態度を正当化するために世論の統計を繰り返し使用することは懸念される。」「国民すべて、特に行政官・公務員および政治家に、男女間の法律上および事実上の平等を保障するために取られる措置や、その分野で採用される補助的な手段について知らせるために、この最終コメントの内容が日本国内で広く周知されることを要請する。」（2003年）という勧告（コメント）を受けています。

世論調査結果を理由にして差別を撤廃しない日本政府に対して強い批判がされています。これは、差別は少数派に向けられることが多い中で、世論調査の結果（多数の意見）だけを採用していたら差別は無くならないという警告だと思えます。このやりとりの過程で、国連人権委員からは、“国民の意識が醸成していないのなら、政府が積極的に国民に啓発を行い、意識を醸成させるべきである”と、政府が果たすべき役割について語られています。

たとえ国民の多数が戦争を望んだとしても（日本は今、そんな状況ではありませんが）、政府・自治体こそ「戦争も悲惨さ、武器を持って戦うことの愚かさ」を啓発すべきです。人権・平和の問題は、普遍的なテーマです。

（本条例第7条「平和の街づくり基本計画」でも啓発に力を入れることを定めています。）

日本政府の態度とは裏腹に、世界では、憲法9条の評価が高まっています。

例えば2005年7月ニューヨークの国連本部で世界118カ国のNGO団体が参加して行われたGPPAC「武力紛争予防のためのパートナーシップ国際会議」が採択した世界行動宣言では、『世界には規範的・法的誓約が地域の安定を促進し、信頼を増進させるための重要な役割を果たしている地域がある。例えば、日本国憲法9条は、紛争解決の手段としての戦争を放棄するとともに、その目的で戦力の保持を放棄している。これは、アジア太平洋地域全体の集団的安全保障の土台となってきた』と、憲法9条を安全保障の土台として評価しています。

本条例に「日本国憲法第9条」の文字が出てこないのも、分かりにくいかもしれませんが、本条例は、憲法9条を地域で具現化するものです。そのために、国際人道法であるジュネーブ諸条約第1追加議定書を援用して、活用するものです。

憲法第9条の理念は、交戦権や軍隊を持たないので、「無防備国家」ともいえます

日本国憲法第9条

日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

文部省教材「あたらしい憲法のはなし」(1947年)より抜粋

『これからさき日本には、陸軍も海軍も空軍もないのです。これを戦力の放棄といいます。「放棄」とは、「すててしまう」ということです。しかしみなさんは、けっして心ばそく思うことはありません。日本は正しいことを、ほかの国よりさきに行ったのです。世の中に、正しいことぐらい強いものはありません。』

私たちは、憲法9条を守りたいと考えています。憲法9条がめざしている理念から考えると……まさしく、それは、交戦権や軍隊を持たない「無防備地域」ではないでしょうか。

「九条の会」の呼びかけ人でもある、小説家・劇作家の井上ひさしさんはこのように語っています。

【毎日新聞 2008年2月4日(夕刊)より】

「9条を守れ」から「半歩でも前に」へ

井上 これまで「9条を守れ、憲法を守れ」と声をあげ、「戦争をしない、交戦権は使わない」といった否定路線を守ってきた。そこで痛感したのは、100%守っても現状維持なのですね。守れ、守れというだけでは先に進まない。だから今年は「する」に重きを置きたい。一歩でも半歩でも前に進む、そのように我々の意識を変えていきたい。

「守れ」から「する」への転換ですね。具体的には。

井上 たとえば、ジュネーブ諸条約に基づく「無防備地域宣言」の条例制定運動です。無防備地域の考え方は憲法9条の非武装平和主義につながれてきました。動く武器、つまり兵隊がない、固定された軍事基地は封印する、市民に戦う意思がないなどの条件を満たす「無防備地域」であることを宣言した場合、国際条約によって攻撃を禁止しています。こうした平和地域を日本全国のおちこちに誕生させたいのです。

「無防備地域宣言」は有権者の50分の1の署名を集めて自治体に条例の制定を直接請求すればよく、これまでに大阪市など全国で約20の市町村で直接請求が行われました。しかし、すべての議会で否決されています。

井上 強調したいのは、これは国際条約で、日本政府も2005年3月に批准している。憲法98条の2項には、こつ明記されています。「日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする」。だから、国際条約は国民の名誉にかけて守るといった気概を見せて、国際的に認められた特別の平和地域をつくれるように、そのことに理解と共感を示す議員や市長を選んでいきたい。

政府と自治体は一線を画す、ということですか。

井上 そうです。権力と我々の主権とを分けることが実は大事なのです。戦争を起こす主体は常に政府で、決して国民ではありません。そんな政府に、主権者の国民が絶えず批判を加えていくのが国民主権の基本的枠組みです。ところが国家と国民は一体という幻想があって、国が何かやるとき国民は協力しなければならぬだと考えてしまう。しかし、昨年夏の参院選では、時の政府・為政者と国民は別なのだと思いたと思います。……(以下、略)

(無防備地域宣言等)

第6条 市は、平時においても、第1追加議定書第48条に定める軍民分離の基本原則を尊重し、同第58条に準じて軍事目標になる恐れがあるものを市内に持ち込むこと又は設けることを認めない。
2 市長は、武力攻撃が切迫している状況等においては、無防備地域の宣言を行い、紛争当事者及び国際機関に通告する。

「軍民分離の基本原則」について

攻撃を受ける危険性が高いのは軍事施設・軍隊があるところですので、そこから文民を遠ざけるのが「軍民分離」です。この原則はジュネーブ諸条約・追加議定書の目的である“文民保護”を実現するための根幹となる原則です。「軍事目標になる恐れがある施設」を認めないことは、軍民分離を実現するものです。

ジュネーブ諸条約第1追加議定書より

第48条 基本原則

紛争当事者は、文民たる住民及び民用物を尊重し及び保護することを確保するため、文民たる住民と戦闘員とを、また、民用物と軍事目標とを常に区別し、及び軍事目標のみを軍事行動の対象とする。

第58条 攻撃の影響に対する予防措置

紛争当事者は、実行可能な最大限度まで、次のことを行う。

(a) 第四条約第四十九条の規定の適用を妨げることなく、自国の支配の下にある文民たる住民、個々の文民及び民用物を軍事目標の近傍から移動させるよう努めること。

(b) 人口の集中している地域又はその付近に軍事目標を設けることを避けること。自国の支配の下にある文民たる住民、個々の文民及び民用物を軍事行動から生ずる危険から保護するため、その他の必要な予防措置をとること。

【第58条(b)項についての赤十字国際委員会コンメンタール】

2251 この項は、固定目標についても移動目標についてもいえる。固定目標については、政府機関は人口密集地から離れた場所に設置するよう努力しなければならない。このことは平時においても考えられていなければならない。たとえば、兵舎や軍用装備弾薬の貯蔵所は町の中心に建てるべきではない。

2252 移動目標と認められる物については、紛争の期間、人口密集地に部隊や装備を置くことや輸送を避けるよう特に注意深く扱われるべきである。

2253 どちらの場合でも政府機関は、住民とそれらを効果的に分離することが肝要であり、そのために住民の利益が最大となるよう行動しなければならない。

なお、「軍事目標」については、ジュネーブ条約第1追加議定書第52条で定められていますので、この規定に照らして判断すればよいと考えます。

第五十二条 民用物の一般的保護

1 民用物は、攻撃又は復仇（きゆう）の対象としてはならない。民用物とは、2に規定する軍事目標以外のすべての物をいう。

2 攻撃は、厳格に軍事目標に対するものに限定する。軍事目標は、物については、その性質、位置、用途又は使用が軍事活動に効果的に資する物であってその全面的又は部分的な破壊、奪取又は無効化がその時点における状況において明確な軍事的利益をもたらすものに限る。

3 礼拝所、家屋その他の住居、学校等通常民生の目的のために供される物が軍事活動に効果的に資するものとして使用されているか否かについて疑義がある場合には、軍事活動に効果的に資するものとして使用されていないと推定される。

「攻撃目標になる恐れがあるもの」については、上記の規定に照らして判断すればよいと考えます。

住民が利用する道路、橋、鉄道などは民用物です（軍事目標に該当しません）。

また、武器、弾薬、その他の軍事使用目的物を製造している工場については、軍隊が存在しなければ、民用物とみなせます。しかし、後述の「無防備地域宣言」をする際には、製造を中止することが必要です。従業員の保護の観点から、全員を避難させることが妥当だと思います。（赤十字国際委員会のコメント para2271 に、「その地区にある工場は武器、弾薬、その他の軍事使用目的物の製造を中止すべきことは当然」とあります。）

自衛隊の災害支援用・生活物資用の倉庫は、軍事目標になる恐れがないと判断してよいと思います。

自衛隊は「国際法上の軍隊」であり、有事の際に軍事目標になる恐れがあります。

参考【1990年（平成2年）10月18日、衆議院・本会議 中山国務大臣答弁】

『自衛隊は、憲法上必要最小限度を超える実力を保持し得ない等の厳しい制約を課せられております。通常の観念で考えられます軍隊ではありませんが、国際法上は軍隊として取り扱われておりまして、自衛官は軍隊の構成員に該当いたします。』

自衛隊は、憲法上の「戦力」ではありませんが、国際法上は「軍隊」????です。

いつから自衛隊は、国際法上の軍隊になったのでしょうか？（その論議はさておき）

本条例は、国際法を援用していますので、自衛隊は「軍隊」という扱いで考えます。

その上で、住宅地には軍隊を置かない＝軍民分離を徹底するという考えです。

Q【平時の自衛隊車両の通行も禁止するのか？ 災害時の自衛隊も認めないのか？】

本条例は、平時に自衛隊が市内を通行することまで規制するものではありませんし、災害救援の為に武器を持たない自衛隊が市内に宿営することも禁止していません。

「……市内に持ち込むこと又は設けることを認めない」という規定については、市の権限が及ぶ範囲では実効力がありますが、それ以外の範囲では市の立場を表明している条文になります。

市の権限が及ぶ範囲ですが、尼崎市住環境整備条例では、市の「まちづくりの方針」に適合しないときは、大規模開発事業者に必要な指導、助言、勧告をすることを定めていますし、尼崎市都市美形成条例に基づく建築制限や、遊技場（ぱちんこ屋・ゲームセンター）等の建築規制なども条例で定めています。

市民の生命・身体・財産を保護し、住環境を維持し、安全安心な街を守るために、例えば「火気など

危険物を使用・貯蔵する軍事・防衛用の施設」を認めないことを条例で定めることなどはできると考えます。

事実、高知県東洋町議会において全会一致で可決した「放射性核物質の持ち込み拒否に関する条例」（2007年制定）は、『第3条 地域内においていかなる場合も放射性核物質の持ち込みを禁じ、またそれを使用したり、処分したりする施設の建設及びそのための調査等を拒否する。』と定めています。

さらに、市が所有管理する用地や施設に関しては、占用許可・使用許可の権限が市長にあります。市議会や市長は、軍民分離の観点で、市民から与えられた自らの権限を行使すべきです。

戦争違法化の歴史と「国際人道法」について

「一人の殺害は犯罪者を生み、百万の殺害は英雄を生む。数が（殺人を）神聖化する」というチャップリンの映画『殺人狂時代』の有名なセリフがありますが、まさしく戦争は人命を奪っても殺人罪に問われない狂気だと言えるでしょう。

その狂気の中でたくさんの悲劇が生み出されてきましたが、人類は一方で、戦争をなくす努力も重ねてきました。その歴史は100年以上前にまでさかのぼります。（「戦争違法化の歴史」とも言います。）

そして、戦時の非人道的行為の禁止や民間人の保護などを定めた数々の条約ができ、現在、「国際人道法」と総称されています。戦争の歴史は、軍人どうしの戦闘から、住民を無差別に殺傷するものに様変わりしていきました。それに伴って、国際人道法も強化されていった歴史があります。

戦争中の犠牲者の割合	民間人	軍人	国際人道法の成立
			1907年ハーグ陸戦条約、海戦条約
第1次世界大戦 5%	95%	1928年パリ不戦条約
第2次世界大戦 48%	52%	1946年国連憲章、1949年ジュネーブ諸条約
朝鮮戦争 84%	16%	
ベトナム戦争 95%	5%	1977年ジュネーブ諸条約追加議定書 2003年国際刑事裁判所（ICC）設置

史上初めての都市無差別空爆は、1937年、ドイツ軍によるスペイン・ゲルニカに対する空爆だと言われています。翌1938年には、日本軍が中国・重慶を無差別空爆しました。当時、アメリカも含めて国際法違反だとしてその行為を批判しました。しかし、ドイツはヨーロッパ各都市に、日本はアジア各都市に対する無差別空爆を続けました。第2次世界大戦の末期には、アメリカも日本各都市への無差別空爆を開始し、原爆を投下しました。

この当時、諸国はハーグ条約などを引用して無差別爆撃を批判しました。そういう国際的批判が功を奏したのかは不明ですが、「非防都市」（ハーグ条約上の規定）の宣言をしたローマやパリがドイツ軍による砲撃を免れた例があります。

日本においても、実態として「非防」になったために米軍に砲撃されなかった島があります。それは、沖縄・渡嘉敷（とかしき）村の前島です。1944年10月、前島に日本軍が駐屯しようとしていました。島の国民学校の比嘉分校長は、中国大陸での戦場体験から「軍隊がいるところは攻撃される」と考え、駐屯しないよう決死の交渉をしました。1945年3月下旬、住民270人の前島に米軍150人が上陸してきましたが、日本軍や軍事施設がないことを確認し、「平常どおりの生活を下さい」とスピーカーで言って去っていきました。

それから、5月21日夜、連合軍が那覇・天久まで侵攻した状況下、首里の地下司令部で作戦会議が開かれました。作戦担当の八原大佐は3案を提示。(1)首里で最後まで抗戦、(2)南東の知念半島に転進、(3)南端の喜屋武半島に布陣し持久戦を展開。八原は喜屋武半島案を勧めましたが、同席していた島田勲(あきら)沖縄県知事(兵庫県出身)は知念半島に一般住民だけを移すことを主張したといわれています。当時、米軍は住民向けのビラを空から配布し、知念半島に避難することを呼びかけていました。知念半島から日本軍はすでに退却し、戦場になっていないことを司令部は承知していました。しかし、島田知事の提案は、日本軍司令部に却下されたという話です。島田知事の提案は「軍民分離の基本原則」に通じるものがあります。軍民を分離せずに、日本軍の撤退ルートと同じルートで住民を避難させたことが、沖縄戦で住民の4分の1が犠牲になってしまった大きな要因だと言えます。

このような第2次世界大戦の教訓から、1946年国連憲章、1949年ジュネーブ諸条約ができました。そして、同時期に、日本では「平和憲法」ができました。憲法第9条の条文は、国連憲章第2条第4項の「武力による威嚇又は武力の行使を…慎まなければならない」という条文と非常によく似ています(おそらく憲法起草時に引用されたと思われます)。

しかし、それから朝鮮戦争やベトナム戦争などが起こり、圧倒的に多くの民間人がまきこまれ犠牲になりました。そこで、民間人をもっと徹底して保護するために、1977年にジュネーブ諸条約の追加議定書ができました。

ちなみに、前述のハーグ条約の「非防守都市」の規定に、手続き規定を加えて発展させたのが、第1追加議定書の「無防備地域」です。「無防備地域」の詳細は後述しますが、「非防守都市」の宣言は相手が認めるかどうかで決まりましたが、「無防備地域」は一方的に宣言し紛争当事者に通告するだけで確定するよう規定が強化されました。

さらに、2003年には、戦争犯罪を裁く国際刑事裁判所(ICC)がオランダのハーグに設置され、107カ国が加入しています。(日本も2007年に加入し、日本人からも齋賀富美子氏が予審裁判部門の判事になりました)。

世界では、軍隊を持たない国が27ヶ国あります。

(世界の約7分の1の国が軍隊を持っていないことになります)

日本周辺で、軍隊のない国は、パラオ共和国、ミクロネシア連邦、マーシャル諸島共和国、ナウル共和国、キリバス共和国があります。これらの国々は、概ねスペイン、ドイツ、アメリカによる植民地時代から、日本軍による占領時代をへて、アメリカなどによる信託統治から、軍隊のない状態で独立していく歴史を歩んでいます。これらの国々は、日本と違って、再軍備の道を歩んでいません。

(参考) 軍隊を持たない国(27ヶ国)

欧州(アンドラ、サンマリノ、リヒテンシュタイン、モナコ、ヴァチカン、アイスランド)
中央アメリカ(コスタリカ、セントクリストファー・ネイビス、ドミニカ、グレナダ、セントルシア、セントヴィンセント・グレナディーン、パナマ、ハイチ) インド洋(モルディヴ、モーリシャス) 太平洋(パラオ、ヴァヌアツ、ソロモン諸島、サモア、キリバツ、ナウル、クック諸島、ツバル、ニウエ、ミクロネシア連邦、マーシャル諸島)

ジュネーブ諸条約、同第 1 追加議定書について

ジュネーブ諸条約締約国は 194 カ国、同第 1 追加議定書締約国は 167 カ国【2006 年 1 月 11 日現在】
で、日本も締約しています。ちなみに、国連加盟国は 192 カ国です。

このように世界のほとんどの国が締約しているジュネーブ諸条約・追加議定書は、国際慣習法として確立していますので、締約していない国も実際的には守らないといけないほど有効性があります。

日本周辺で、ジュネーブ諸条約を締約していない国家はありません。

第 1 追加議定書については、ロシアも中国も朝鮮民主主義人民共和国も締約しています。

日本周辺で、第 1 追加議定書を締約していない国家は、アメリカ、フィリピン、シンガポール、パプアニューギニア、マレーシア、インドネシア、マーシャル諸島共和国、フィジーです。

Q【ジュネーブ諸条約、同第 1 追加議定書は守られていないではないか？】

国どうしはさまざまな条約を締結し、それは国際的な約束です。それが守られる前提がないと、信頼関係を醸成することはできませんし、世界経済も円滑に回りません。

ジュネーブ諸条約・追加議定書だけを、その考えと別に置くことは誤りです。法体系としては、あくまでも守られる前提で考えなければなりません。「守られていない」というのなら、守られない場合にどういう措置をとるべきか、規定を強化する方向で考えなければなりません。

Q【国連憲章やジュネーブ諸条約などに違反して戦争をする国があるではないか？】

しかし、「守らないといけないこと」が明文化され、それが国際的な共通認識になっていることは非常に大切なことです。パレスチナを占領しているイスラエル軍や、イラクを占領している米軍なども、ジュネーブ諸条約などに違反していることを理由に、国際的批判にさらされます。

たしかに、ジュネーブ諸条約は完全ではなく違反した者を罰する拘束力も不十分ですが、一步一步制度が作られてきたことを大切にしなければなりません。実効性が疑問だといって諸条約自体を否定することは積み上げてきた人類の戦争違法化の歴史を否定することになります。

例えば、殺人や駐車違反は無くなるからといって刑法や道路交通法が無意味だと言えるでしょうか。刑法でも道路交通法でも、「守らないといけないこと」が明文化されていることに意味があり、そうだから罰も適用できます。法が守られない場合、法の条文を強化する方向になることも多いように、ジュネーブ諸条約も強化していく必要があります（ジュネーブ諸条約は「個人」の犯罪のことには適用されませんが、分かりやすい例として述べました。）

日本国憲法第 97 条には、『日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。』とあります。

このように、国際人道法も、戦争違法化に向けた人類の努力の成果であつて、効力をどう高めていくのか追求すべきです。その意味からも、自治体として国際人道法の諸規定を取り入れた条例を制定することは意味があります。

日本国は、すべての場合において追加議定書を尊重することを約束しています。

日本も 2004 年に「国民保護法」など有事法制とセットで追加議定書を批准しました。その際、政府は、「国民保護法は、議定書を遵守するための国内法の整備でもある」と説明しています。つまり、議定書の遵守が前提なのです。

日本国憲法第98条第2項は、『確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。』
とうたい、『締約国は、すべての場合において、この議定書を尊重し、かつ、この議定書の尊重を確保
することを約束する。』と追加議定書第1条第1項に定められています。

また、国民保護法第9条第2項でも、『国民の保護のための措置を実施するに当たっては、国際的な
武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保しなければならない。』と定めています。

「尼崎市国民保護計画」でも、『市は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争に
おいて適用される国際人道法の的確な実施を確保する。』とあり、尼崎市も、国際人道法を的確に実施
することを表明しています。

ジュネーブ諸条約追加議定書を国が締約するにあたって、その一部を留保することはできません。よ
って、締約した限りは、その全てを守らないといけないのであって、「軍民分離の基本原則」や「無防
備地域宣言」もすべて遵守しなければなりません。

「軍民分離の基本原則」や「無防備地域宣言」の規定は、国内法にはありませんが、議定書を日本が
批准している以上、条例で援用することは可能です。

Q 【追加議定書は戦争のルールを定めたものなので、平和憲法とあいられないのではないか？】

追加議定書は「戦争を規制するルールを定めたもの」です。国連憲章や憲法9条もそうだと言えます。
ジュネーブ条約追加議定書は前文で「この議定書又は…ジュネーブ諸条約のいかなる規定も、侵略行為
その他の国際連合憲章と両立しない武力の行使を正当化し又は認めるものと解してはならない」とうた
っており、武力の行使をあくまでも正当でないという前提で、実際に起きてしまった武力の行使につ
いて規制するものです。

武力行使を規制する国連憲章 ジュネーブ諸条約 追加議定書 (& ハーグ条約など) の国際人道
法の体系の中に、平和憲法の内容も位置付けるべきです。実際、憲法9条の条文は、国連憲章第2条第
4項の「武力による威嚇又は武力の行使を…慎まなければならない」という条文と非常によく似ていま
す。平和憲法を国際人道法が積み上げたものの外に置くのは誤りであり、平和憲法の実現するた
めに、国際人道法を活用することは全く矛盾しません。

「無防備地域」について

「無防備地域」とは、ジュネーブ諸条約第1追加議定書第59条に定められている、「特別の保護の
下にある地区」のことで、下記(a)~(d)の4つの条件を満たしている地域を「適当な当局」(国や自治体
の首長など)が、適切な時期に「無防備地域」として宣言すれば、一切の攻撃が禁止されます。

宣言の最大の意義は、「攻撃することは、手段のいかんを問わず、禁止する。」と定められているこ
とであり、違反すると“戦争犯罪”になるということです。

第59条 無防備地区 (政府訳では「無防備地区」と訳されています)

- 1 紛争当事者が無防備地区を攻撃することは、手段のいかんを問わず、禁止する。
- 2 紛争当事者の適当な当局は、軍隊が接触している地帯の付近又はその中にある居
住地区であって敵対する紛争当事者による占領に対して開放されるものを、無防備
地区として宣言することができる。無防備地区は、次のすべての条件を満たしたも
のとする。

(a)すべての戦闘員が撤退しており並びにすべての移動可能な兵器及び軍用設備が撤去されていること。

(b) 固定された軍事施設の敵対的な使用が行われないこと。

(c) 当局又は住民により敵対行為が行われないこと。

(d) 軍事行動を支援する活動が行われないこと。

3～略

(*同条全文は巻末資料4に掲載)

この規定は、同議定書第58条の『人口が集中する地域から軍事目標になるものを極力遠ざけなければなりません』という規定の次条にあり、議定書の中で、軍民分離の一つの流れになっています。

【第59条の用語説明】

「軍隊が接触している地帯の付近又はその中にある居住地区」について

「接触している地帯」とは、赤十字国際委員会コメンタール2268に、「外交会議特別作業部会によってなされた定義に基づいている。」とあり、それは『武力紛争において、敵対当事国の軍隊の最前線が他方と接触している地域である。』とされています。同議定書第26条第2項にも、「接触地帯とは、敵対する軍隊の前線部隊が相互に接触している地域、特に前線部隊が地上からの直接の砲火にさらされている地域をいう。」とあり、ほぼ共通しています。この条文は、ある境界線を巡って敵対する当事者（両軍）が対峙し、地上兵力による境界線をはさんだ双方の領域を争奪するという「古典的」な戦闘を想定していると考えられます。しかし、90年代以降の戦争の様相は違うものになっていますので、条文の意図しているところを読み取って、現在に合った解釈をする必要があると思われます。“今すぐにも攻撃可能な位置に軍隊が迫っている”という解釈をすれば普遍的だと思います。

そこで、本条例では『武力攻撃が切迫している状況等においては、』という表現にしました。この表現は、西宮市国民保護計画にある『武力攻撃が切迫している状況等においては、自衛隊による誘導は要請しないことがある。』の前半と同じです。このような場合に、尼崎市も自衛隊の出動を要請せず、より確実に住民被害を防ぐことができるなら「無防備地域」の宣言をするという考え方です。

「占領のために開放されているもの」について

このことについては、赤十字国際委員会のコメンタール para2268 後段で、(占領のために開放される実際的措置として)「例えば、道路封鎖を解くこと、地雷を撤去すること。」とあります。

つまり、この表現は条件、状態を示しているだけであって、「占領を受け入れるために」と解釈するのは誤りです。

少し余談になりますが、「...のために開放される」という表現は、国際条約でよく使われる言葉です。

例えば、条約の批准などに関する署名の規定では、「この条約は.....署名のために開放される」という表現が定型句のように使われます。また、国連海洋法条約第87条第1項では、「公海は、沿岸国であるか内陸国であるかを問わず、すべての国に開放される。」と規定されています。宇宙条約第12条では「月その他の天体上のすべての基地、施設、装置及び宇宙飛行機は、相互主義に基づいて、条約の他の当事国の代表者に開放される。」という規定もあります。

上記の条約を引用して思いましたが、国際間の相互信頼に基づいて条約が定められていることを感じませんか。「占領のために開放されている」という言葉を国際条約でよく使われる表現の一つとしてとらえれば、冷静に物事を見れるのではないかと思います。

第1追加議定書の前文には「この議定書又は...ジュネーブ諸条約のいかなる規定も、侵略行為その他の国際連合憲章と両立しない武力の行使を正当化し又は認めるものと解してはならない」とうたっています。なお、国際連合憲章第2条第4項には「すべての加盟国は、その国際関係において、武力による威嚇又は武力の行使を...慎まなければならない」と定めています。占領を認めていないことは、これらの規定により明らかです。

東京都・品川区で平和無防備条例の審議がされた際、品川区は「(無防備地域は)占領されるということではなくて、そこで通常どおり生活してもいいという、そのまま保護するという内容でございます」と簡潔明瞭に述べました。また、ジュネーブ条約追加議定書についての赤十字国際委員会のコメントール para2269 では「その地区が敵国に占領されないこともありうる」と書かれています。

さらに、宣言した地域内に、秩序の維持のための警察が存在することは明確に認められています。

無防備地域宣言した際に、国際機関に通告する意味

無防備地域の宣言をより実効性あるものにするために、国際機関(国連、赤十字国際委員会、国際刑事裁判所(ICC)など)に通知したり、国内外メディアなどを通じて、国際社会にそのことを広くアピールすることはできますので、本条例でもその旨を定めています。

赤十字国際委員会のコメントール para2282 には、宣言を通告する方法が書かれています。「交渉人による直接伝達、電信による連絡、保護国や紛争当事国でない国、国連や地域機関のような国際機関を通じての伝達、あるいは代替的であるが、赤十字国際委員会のような人道機関を通じての伝達」とあります。「無防備」を高らかに宣言されると困るのは攻撃しようとする相手かもしれません。攻撃する根拠は無くなりますし、宣言した者と話し合わざるを得なくなる効果も期待できます。

ちなみに、自治体が外国軍と協議するという意味では、「非核神戸方式」(根拠は1975年の神戸市議会での非核決議)により、1975年以降、神戸港に入港した外国軍艦船はすべて非核証明を出していません。フランス(3隻)、インド(4隻)は非核証明を発行して入港、イギリスは78年~84年に7隻入港を打診しましたが断念しています。以前頻繁に入港していた米軍艦船は1隻も入港していません。

また、沖縄県読谷村は、復帰時(1972年5月15日現在)村面積の約73%を占めていた米軍基地を36%まで縮小させました。米軍基地・読谷補助飛行場の中に、球場・多目的広場(1986年)、村役場(1997年)、文化センター(1999年)などをつくり、村づくりの拠点になっています(読谷補助飛行場は2006年末に全面返還)。当時の山内徳信村長は「地方は末端ではなく先端である」と表現し、米軍や日米両政府との交渉の先頭に立って、米軍用地の返還を実現してきました。

広島市は、毎年8月6日の広島原爆の日の平和記念式典に核保有国の出席を求め、3年前からロシアが参加しています。

このように、自治体レベルで、他国や外国軍と折衝・交渉している事例はたくさんあります。

Q【無防備地域宣言をして、占領されていいの?】

無防備地域の宣言をすると、敵にすぐ占領されるので危険である、という主張があります。

しかし逆に、軍隊が存在すると、その地域を軍事的に意味ある地域にしてしまい、住宅地が戦場になる可能性があります。無防備地域の宣言=占領ではありません。敵軍の作戦行動(どの地域からどのように占領していくか)については、無防備地域宣言をしているかどうかは参考材料になると思いますが、

軍事的プレゼンス（自衛隊や在日米軍の存在位置）が大きな要素になると考えられます。

それは、ジュネーブ諸条約・追加議定書の「軍民分離の原則」（軍隊のいる場所が攻撃される、という軍事的常識）から考えると明らかです。

住民生活にとって大切なことは、住宅地を戦場にせず、生活のためのインフラや経済を破壊させないことです。

Q 【占領されたら、やられ放題になるのではないか？】

赤十字国際委員会のコメント para2296 は、無防備地域でありつづける状況として「敵の軍隊は明らかにその地区に駐屯するべきではなく、敵は行政制度を発足させることに制限されるべきである」としています。つまり、無防備地域は占領軍が駐屯すれば原則その地位を失います。これは、自衛隊がその地区の敵軍を攻撃しても条約違反にならないという意味になります。

占領軍が駐屯するかしないか関係なく、相手の紛争当事国が占領地において守らなければならない事項は、ジュネーブ諸条約（第4条約）、ハーグ陸戦条約等にも定められています。

ハーグ陸戦条約より（ひらがな訳にしています）

第43条 国の権力が事実上占領者の手に移りたる上は、占領者は、絶対的の支障なき限り、占領地の現行法律を尊重して、なるべく公共の秩序および生活を回復確保する為なし得るべき一切の手段を尽くすべし。

第46条 家の名誉および権利、個人の生命、私有財産ならびに宗教の信仰およびその遵行は、これを尊重すべし。私有財産は、これを没収することを得ず。

第47条 掠奪は、これを厳禁す。

また、紛争当事国に対する非暴力の抗議・抵抗はできますし、インターネット等を通じて国際社会に訴えていくこともできるでしょう。

歴史的にみれば、ガンディによる非暴力独立闘争、ナチスのユダヤ人弾圧へのヨーロッパ諸国の民衆の抵抗、五～六〇年代のソ連による東欧諸国侵攻に対する市民の不服従闘争があります。国内では沖縄・伊江島での阿波根氏を中心にした反基地・土地闘争などがあります。

ストライキやサボタージュ、平和的な示威行動などよく知られた方法にかぎらず、文化やスポーツの分野でも抵抗は組織できます。例えば、映画『カサブランカ』で酒場の人々が、ナチスの軍歌に対抗してラ・マルセイエーズで圧倒する場面を想起することができます。こういう場面は、世界中でいくつもあったに違いありません。「プラハの春」をソ連軍などに弾圧された民衆は、地下ラジオ局から抵抗の歌を流し、歌手のマルタ・クリショヴァさんは「支配されて失われたものはきっと戻ってくる」と歌いました。占領者の「文化」を拒み、彼等の存在を歓迎していないことを、明確に、あるいは、無視することによって表明することができます。ナチ占領下のノルウェーの例では、占領軍関係者の関わるチームの参加を拒んで、ほとんどの公式なスポーツ大会を中止した例もあります。

Q 【無防備地域宣言は、組織的降伏の一種である？】

軍隊や兵士の降伏は敵の捕虜になることですが、自治体による無防備地域宣言は捕虜になることは想定されないし、住民個人として降伏するわけでもありません。また、占領を受け入れるために降伏するのではなく、目の前にいる紛争当事者に対して「武器を持っていないから攻撃するな」と宣言するものであり、必ずしも占領されるわけではありません。確かに、無防備地域宣言は「降伏」と類似していま

すが「降伏の一種である」という定義をするのは違和感を覚えます。

Q 【条例で有事を想定するのは、平和を求める条例としては問題があるのではないか？】

有事法制に反対してきた方が、有事を想定している本条例に疑問を持つのは分かりますが、実際、「国民保護法」が施行されている現在において、地方の側から逆に、違う形の住民保護のあり方を条例で示すことは意義があります。「無防備地域」とは「戦力の保持を放棄した地域」とも言え、考えようによっては「憲法9条が実現されている地域」と位置付けることも可能です。実際、武器を持たない地域で、住民保護のために選択できる有力な手段は「無防備地域宣言」です。

追加議定書上、自治体も無防備地域宣言できます

根拠は、追加議定書第59条の規定で、無防備地域宣言をする主体が「国」ではなく「適当な当局(複数形)」となっていることです。

『赤十字国際委員会のコメンタール(解釈集)』(para2283)を引用します。

誰が(無防備地域の)宣言を出さなければならないか？

2283 原則として、宣言はその内容を確実に遵守できる当局によって発せられるべきである。一般的にこれは政府自身となるであろうが、困難な状況にあっては、宣言は地方の軍司令官、または市長や知事といった、地方の文民当局によって発せられることもあり得る。もちろん、地方の文民当局が宣言する場合は、宣言内容の遵守を確実にする手段を唯一持っている、軍当局との全面的な合意のもとになされなければならない。

コメンタール(para2283)の解釈について

「困難な状況にあっては」に特に定義はありません。原文は“ in difficult circumstances ”です。“ difficult ”は「困難」「難しい」と訳されますが、含意としては「あらいごと」「いさかいごと」という意味もあります。つまり「有事にあっては」という意味合いも含まれます。

そもそも第1追加議定書の目的は、住民保護を徹底することですので、その目的を達成するための範囲内において、「困難な状況」を広くとらえてよいと考えます。

政府が機能していて、政府として、尼崎市も含めて無防備地域の条件に当てはまる地域を宣言すれば、尼崎市として宣言する必要はありません。しかし、政府が崩壊していたり、住民保護が優先されない恐れがある場合は、住民保護の観点から尼崎市として宣言することはあり得ると考えます。また、外交交渉上の問題で政府は宣言し難いが、自治体が宣言をすることには反対しないことも考えられます。

「軍当局との全面的な合意」についてですが、住宅地での戦闘は最大限避けなければならないことは追加議定書の規定で明らかですので、自衛隊も国民保護の観点から積極的に無防備地域宣言に合意すべきだと考えます。

つまり、無防備地域宣言は、宣言地域から自衛隊を強制的に締め出す宣言というよりも、自衛隊に協力・合意を求めるものです。軍隊の存在するところは攻撃目標にされる可能性が高いので、自衛隊と自

自治体とが協力して住民に被害を与えない形を追求すると言い換えてもいいでしょう。自治体が自衛隊に協力を求め、自衛隊が合意する根拠が、本条例ということになります。

自衛隊が合意しないとしたら、住宅地を戦場にすることが想定されるんですね、と問わなければならないでしょう。

Q【政府が住民保護を優先しない場合に、自衛隊が住民保護のために無防備地域宣言に同意するはずがないではないか？】

確かに、自衛隊法には、「内閣総理大臣は、内閣を代表して自衛隊の最高の指揮監督権を有する。」とあります。そもそもシブリアンコントロールは、軍が暴走して住民に被害を与えることを防ぐことが目的です。ポイントは、住民被害をいかに防ぐのか、という点です。

しかし、政府じしんが政府機関の防衛に最大の力を入れて住民保護を優先しない場合でも、政府の建前としては住民を犠牲にするとはいえません。また、前線で戦う部隊であればあるほど住宅地を盾にするような作戦はさけないのが本音のほうです。その建前と本音の結合として、軍当局の合意の可能性がります。

もし政府の意向が市街地を戦場にしても侵害を排除することであったとしても、現地での自衛隊の作戦は、地元自治体・警察・消防などと協議しながら遂行していくことになるでしょう。政府の建前としても“住民を犠牲にする”とはいえません。その協議の中で、現地の自衛隊司令官が住民保護を優先する判断をし、自衛隊の部隊は住宅地から距離をとり、その住宅地のある自治体の首長が無防備地域宣言することに対して自衛隊の司令官が合意したとしても、シブリアンコントロールの精神には反しません。逆に、現地でもシブリアンコントロールが効いていると考えてよいと思います。

Q【宣言時、市内を通過する道路や鉄道を、全く自衛隊が使用できなくなるではないか？】

赤十字国際委員会のコメント para2272 に、「無防備地域を通過する道路と鉄道は、たとえ通過目的であっても、戦闘員や軍の装備の移動のために用いられるはならない。」とあります。

要は、自衛隊がどこまで合意するか、ということです。自衛隊の合意範囲が広ければ広いほど、広い範囲を無防備地域宣言できることになります。

例えば、尼崎市の場合、自衛隊がどうしても 171 号線や 43 号線を利用すると言う場合は、国道 171 号線より南側や国道 43 号線より北側の市域だけを宣言するようなことになります。

Q【自治体が、宣言主体になれるにしても、宣言の 4 条件を満たすことができないではないか？】

無防備地域宣言の 4 つの条件を再掲します。

- (a) すべての戦闘員が撤退しており並びにすべての移動可能な兵器及び軍用設備が撤去されていること。
- (b) 固定された軍事施設の敵対的な使用が行われないこと。
- (c) 当局又は住民により敵対行為が行われないこと。
- (d) 軍事行動を支援する活動が行われないこと。

宣言条件 (a) (b) について

前述のコメント (para2283) をクリアすれば、この条件はクリアします。

宣言条件（c）について

この条件は、例えば、宣言した地域に武器を持った者をこっそり忍ばせておいて無警戒に入ってきた敵軍を襲わせる、という行為を禁止するものと考えます。「敵対行為」には、非武装の抵抗は含まれていないと解されます。銃が市民に全く浸透していない（多くの市民が銃に嫌悪感を持っている）日本の社会において、住民による軍事的な敵対行為が集団自発的に起きる可能性は想像できません。許可なく銃刀を所持すれば銃刀法違反になります。

なお、敵軍が駐留した場合は、無防備地域としての地位を失いますので宣言条件は消滅します。

一方、敵軍が駐留せず行政制度を発足させるだけなら無防備地域の地位は失いません。その場合、赤十字国際委員会のコメンタール para2285 には「敵対当事国は、その地区に、無防備地区にふさわしい取り扱いを与えなければならない。」とあります。その状況下でも住民による非武装の抵抗権は否定されません。非武装の抵抗を暴力によって弾圧することはジュネーブ諸条約に違反する行為です。

宣言条件（d）について

（c）がクリアすれば、この条件も実質クリアします。

Q【パレスチナのインティファダのような投石行為が自発的に起こったら、それも「敵対行為」になるのではないかと？ 個人の自衛権も否定するの？】

住民一人ひとりには自分の身を守るための正当防衛の権利、自衛の権利があります。これは、個人が持つ固有の権利であり、無防備地域宣言はこの権利を制限するものではありません。

個人が進攻してくる軍隊に投石程度をする可能性はあるかもしれませんが（……個人の安全のために自重することを望みます）が、その程度は「敵対行為」にあたらないと考えます。

軍隊に対する投石が地域ぐるみで大規模に起きたら、それは軍隊が住民の生命・身体・財産を脅かす行為をしている場合だと考えられます。そのような住民による大規模な抵抗が「敵対行為」とみなされ、無防備地域の地位を失った場合は、今度は自衛隊がその地区を攻撃できるようになります。市長は、市街地で戦闘しないよう双方に求めることになるでしょう。

なお、パレスチナの解放を求めるインティファダのきっかけは投石ですが、その抵抗運動は平和的に組織されていき、集会・デモ・ストライキ・相互扶助なども含まれます。投石は、海外メディアが多い交差点を通過するイスラエル車両に投石するという、一種のキャンペーンの意味合いがあります。

無防備地域宣言を盛り込んだ条例は制定できます

Q【「防衛」に関することでも条例で定められるのか？】

例えば、神奈川県・大和市の「自治基本条例」（2005年施行）には、厚木基地の移転に関する条項もあります。「国との対等な協力関係の中で地域の課題として厚木基地を捉えるならば法的には問題がない」というのが大和市の見解です。「防衛」に関わることでも、地域の住民の安全を守るための課題なら条例で規定できます。

大和市自治基本条例

（法令の自主解釈）

第6条 市は、地方自治の本旨及び自治の基本理念にのっとり、自主的に法令の解釈及び

運用を行うことを原則とする。

(市民の権利)

第9条 市民は、個人として尊重され、快適な環境において安全で安心な生活を営む権利を有する。

(厚木基地)

第29条 市長及び市議会は、市民の安全及び安心並びに快適な生活を守るため、厚木基地の移転が実現するよう努めるものとする。

2 市民、市議会及び市長は、国や他の自治体と連携して、厚木基地に起因して生ずる航空機騒音等の問題解決に努めなければならない。

Q 【「防衛」は国の専管事項ではないのか？】

防衛が国の専管事項であることを定めた法律はありません。そのように主張される方は、地方自治法第1条の2を根拠にします。

地方自治法第1条の2

『 地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。

2 国は、前項の規定の趣旨を達成するため、国においては国際社会における国家としての存立にかかわる事務、全国的に統一して定めることが望ましい国民の諸活動若しくは地方自治に関する基本的な準則に関する事務又は全国的な規模で若しくは全国的な視点に立つて行わなければならない施策及び事業の実施その他の国が本来果たすべき役割を重点的に担い、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体にゆだねることを基本として、地方公共団体との間で適切に役割を分担するとともに、地方公共団体に関する制度の策定及び施策の実施に当たつて、地方公共団体の自主性及び自立性が十分に発揮されるようにしなければならない。』

この条文は、「国」と「地方」との大まかな役割分担を定めているものであり、防衛が国の専管事項であることを定めているわけではありません。逆に、住民の安全安心を守ることなど「住民に身近な行政はできる限り地方公共団体にゆだねることを基本として」いるのであり、「地方公共団体の自主性及び自立性が十分に発揮されるようにしなければならない。」と定めています。

2000年(平成12年)4月1日に地方分権一括法による地方自治法などの大改正が施行されました。この基本的な趣旨は、これまでの日本の中央集権的な在り方を根本的に改め、国の事務を可能な限り制約し、住民にとって身近な問題は可能な限り地方自治体の役割とするというものです。改正の最大のポイントは、「機関委任事務」を廃止し、地方自治体の事務を「自治事務」と「法定受託事務」としたことです。従前は、「機関委任事務」に関しては、地方自治体における条例制定は不可であり議会も関与できず国の包括的指揮監督権のもとにありました。しかし、2000年4月以降は、たとえ「法定受託事務」であっても、法令に反しない限り地方自治体において条例の制定が可能であり議会の権限も及ぶ、というように改められました。つまり、地方自治体は国の下請機関ではなく、それぞれの自治体の独自の判断で地域住民に関する諸問題に対処することができる体制になったのです。

憲法は、主権者たる国民が、国家を定義し、また地方自治体を定義した、という形をとっており、国家と自治体の優劣は定められていません。いわば、国家と地方自治体は、主権者たる国民から生まれた

兄弟、なのです。2000年の地方自治法改正は、そのことを制度的に明確にしたといえるでしょう。

Q【無防備地域宣言は、自衛権の放棄ではないか？】

まず、「自衛権は国家にある」という意見がありますが、その際「国家」とは何を指すのかを明確にしておく必要があります。「国家」とは三権を含む政府機関（以下同じ）であり、憲法上、国家は主権者である国民によって定義されていますので、その国家が持っている自衛権も国民から信託されたものです。つまり「自衛権が国家にある」のではなく「国家に自衛権の一部を国民が与えている」ということになります。そして、地方自治体も自衛権を持っています。当然、個人も自衛権を持っています。

「自衛権」は人格あるもの全てが固有に持っている権利であり、自らの生命・身体・財産を守るのは当然だといえます。

地方自治体は、自衛権がないから武装していないのではありません。自衛権はもっており、都道府県組織の一部である地方警察は拳銃・ライフル等の小火器を保持しています。地方警察の主な任務は、市民に法令を遵守させることや市民の安全安心を維持することであり、そのことをもって、地方自治体として自衛しているのです。

日本において、地方自治体が独自の軍隊を持ったり、個人が武装することが禁止されています。これは、現実的には、公共の福祉、地域の安全安心にとって適切な方策だと思います（一方で、軍事力を国家が独占する意図がありますので注意が必要です）。

「無防備地域宣言」は、ジュネーブ諸条約第1追加議定書に「特別の保護の下にある地区」として規定されています。自治体の長が、住民保護を目的として「無防備地域宣言」をすることは、自らが持っている自衛権の行使の一形態であり、自衛権の放棄ではありません。さらに、「無防備地域宣言」は自衛隊の合意を得てから宣言しますので、その意味からも、国家の自衛権を侵害しません。

Q【国は、地方自治体は宣言できない、と言っているではないか？】

国は「我が国におきましては、こういう宣言は国により行われるべきもの」という答弁をしています（2004年(平成16年)4月28日 衆議院・武力攻撃事態への対処に関する特別委員会）。

また、国立市長による首相への質問書に対し、2004年6月24日の回答で首相官邸の公式見解として、『ジュネーブ諸条約第1追加議定書において特別の保護を受ける地域として規定されている「無防備地域」について、その宣言は、当該地域の防衛に責任を有する当局、すなわち我が国においては、国において行われるべきものであり、地方公共団体がこの条約の「無防備地域」の宣言を行うことはできないものである。』と回答しています。

しかし、先に述べたとおり、地方自治体が宣言できうることは、ジュネーブ条約追加議定書を起草した赤十字国際委員会のコメントールに明記されており、これが国際的に通用します。つまり、上記の答弁は、国の見解（意見）を表明しているだけであり、国と地方自治体が法的に対等であることを鑑みると、国の見解に地方自治体がしぼられるものではありません。

さらに、政府は、国しか宣言できない理由として、有事の場合の対処基本方針は国が作成することになっているので勝手に市町村がやることにはならない、という趣旨の答弁をしています。（これについては、後で反論します。）

Q【地方自治体が宣言するためには「軍当局との完全が合意」が必要になるが、軍当局すなわち国は合意をするはずがないので、地方自治体は宣言できない？ 宣言しても無効である？】

しかし、それは国（＝現在の政権）が意図的に地方自治体に宣言できる条件（軍当局の合意）を与え

ないと言っているだけであり、地方自治体が宣言できる権利までを否定するものではありません。

ちなみに、赤十字国際委員会のコメント para2275 には「友軍または敵軍の飛行機が無防備地域の上空を飛行することは可能であり、無防備地域の地位を危うくするものではない」とありますので、尼崎市の上空通過のことで合意をとる必要はありません。

日本が民主国家ならば、政権交代や社会情勢の変化で、国の見解や行動も変わる可能性があり、地方自治体の側から自らの権利を放棄する必要はありません。よって、条例で定めておいても法的には問題はないと考えます。

Q 【国や自衛隊が合意するはずがないので、条例を作っても意味がないのでは？】

国民を守る必要性がある限り、国や自衛隊が合意するはずがない、と決め付けることはできません。

大阪府箕面市の藤沢市長は、同趣旨の条例請求に賛成し、『無防備地区の宣言が私たちのまちで実施が可能であるならば、その活用を真剣に考えるべきだと思います。』という賛成意見書を議会に出しています。

また、東京都国立市の上原市長（当時）は、積極的に同趣旨の条例に賛成しています。

Q 【無防備地域宣言をするのはすごくハードルが高いし、条例までは必要ないのではないか？】

確かに、国や自衛隊の合意を得るのは大変だと思います。だからこそ、条例にしておくのです。条例の存在は、自衛隊の合意を得るための一つの大きな根拠にできます。

Q 【結局、国の合意を得ないといけなければ、国に宣言してもらったらいいいのではないか？】

住民を守る責務は自治体にあり、それを国に任せてはいけません。地方自治体として、無防備地域宣言をすることが住民保護にとって有効なら、市長は懸命に国・自衛隊を説得しないといけません。その時に本条例があれば根拠にできます。説得できた段階で、国が宣言するというなら宣言してもらったらいいいし、そのまま尼崎市で宣言してください、ということなら市として宣言すればよいと思います。

Q 【「軍当局」には在日米軍も含まれ、在日米軍と交渉できるのは国だけだから、国しか宣言できない？】

米軍は、日米安保条約第 5 条によって日米間協定や合意取極によって施設や区域を使用することを許されることになっていますので、米軍の使用が許されていない地域については国が合意すれば十分だと考えます。もし、米軍の合意が必要であっても、米軍は（米国が第 1 追加議定書を締約していなくても）住民保護の観点から合意すべきだと考えます。特に、尼崎市のように米軍基地が周辺にない場合はなおさらでしょう。

国民保護法、武力攻撃対処法などにも違反しません

Q 【無防備地域の宣言は、国民保護法、武力攻撃対処法に抵触する？】

有事の場合の対処基本方針は国が作成することになっており、地方自治体はそれに基づき措置を行うこととされているので、それに従わない行為は国民保護法や武力攻撃対処法に抵触する恐れがある？

国民保護法

3 条の 2 地方公共団体は、国があらかじめ定める国民の保護のための措置の実施に関する基本的な方針に基づき、武力攻撃事態等においては、自ら国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施し、及び当該地方公共団体の区域において関係機関が実施する国民の保護のための措置を総合的に推進する責務を有する。

3 条の 4 国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、国民の保護のための措置を実施するに当たっては、相互に連携協力し、その的確かつ迅速な実施に万全を期さなければならない。

武力事態対処法

第 5 条 地方公共団体は、当該地方公共団体の地域並びに当該地方公共団体の住民の生命、身体及び財産を保護する使命を有することにかんがみ、国及び他の地方公共団体その他の機関と相互に協力し、武力攻撃事態等への対処に関し、必要な措置を実施する責務を有する。

兵庫県国民保護計画（P 4）でも、「市町の責務」として以下のように定めています。

『市町（市町長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態等において、国民保護法その他の法令、基本指針及び市町の国民の保護に関する計画（以下「市町保護計画」という。）に基づき、住民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら保護措置を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する保護措置を総合的に推進するものとする。』

国民保護法

第三十五条 市町村長は、都道府県の国民の保護に関する計画に基づき、国民の保護に関する計画を作成しなければならない。

2 前項の国民の保護に関する計画に定める事項は、次のとおりとする。

一 当該市町村の区域に係る国民の保護のための措置の総合的な推進に関する事項

二 市町村が実施する第十六条第一項及び第二項に規定する国民の保護のための措置に関する事項

三 国民の保護のための措置を実施するための訓練並びに物資及び資材の備蓄に関する事項

四 国民の保護のための措置を実施するための体制に関する事項

五 国民の保護のための措置の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項

六 前各号に掲げるもののほか、当該市町村の区域に係る国民の保護のための措置に関し市町村長が必要と認める事項

3 市町村長は、その国民の保護に関する計画の作成に当たっては、指定行政機関の国民の保護に関する計画、都道府県の国民の保護に関する計画及び他の市町村の国民の保護に関する計画との整合性の確保を図るよう努めなければならない。

4 市町村長は、その国民の保護に関する計画を作成する場合において、他の市町村と関係がある事項を定めるときは、当該市町村の長の意見を聴かななければならない。

5 市町村長は、その国民の保護に関する計画を作成するときは、あらかじめ、都道府県知事に協議しなければならない。

上記、国民保護法第35条第5項の「協議」の解釈ですが、

『「協議」は、同意を得るよう相互に努力することであり、必ずしも同意は前提としない」と説明されている。したがって、あることについてどうしても同意ができない場合は、市町村の意見を尊重することになるが、そうした事態にならないよう、相互可能な限り同意を得るよう努力することが期待される。』

(「国民保護法の読み方」(P102)著：磯崎陽輔(いそざき・ようすけ)。総務省国際室長)

総務省官僚の磯崎氏もこのように述べているように、話し合うことは大切ですが、対立が生じてしまったときに、市町村が一方的に従うのではなく、国・県も市町村の状況に見合った調整をすべきです。上記の兵庫県計画でも『自ら保護措置を……その区域において』というように独自性も表現されています。

前述した大和市自治基本条例に「法令の自主解釈」が盛り込まれていますが、すべての自治体でそれはできるのです。

市長は、国民保護計画に沿った措置をすることが住民被害を招く恐れがあるときは、無防備地域宣言の可能性も検討し、そのほうが住民被害が少ないと判断されるときは、市長は、懸命にその旨を国・県に伝えなければならないでしょう。住民保護の手段の一つとして、本条例に根拠にして、市が無防備地域の宣言をすることはありえると考えます。

また、国民保護法第35条第2項第6号の規定に基づく事項として、「無防備地域宣言」に関する事項を定めておく方法も考えられます。

なお、現場において、2つの法律が対立することは珍しいケースではありません。例えば、「個人情報保護」と「知る権利(事故被害者の氏名公表等)」の問題や、「機密費の公開」と「外交上の秘密」の問題など、もっと大きな対立(あると思いますが、例が思い浮かびません)も含めて様々なケースがあるでしょう。

大阪府・箕面市の藤沢市長の意見書(平和無防備条例に賛成)

『不幸にも戦争や武力攻撃事態になったときは、地域の住民を守るために私たち地方自治体も大きな役割を担わなければなりません。そう考えるとき、無防備地区の宣言が私たちのまちで実施が可能であるならば、その活用を真剣に考えるべきだと思います。』

国民保護計画について

尼崎市長は『武力攻撃が切迫しているかどうかの情報を市長が国に先んじて得ることは考えられず、国民保護計画においても国が武力攻撃が迫っていると判断した場合には国民に警報を発令し、避難の必要があると認めた場合は避難措置の実施について知事に指示し、市長を経由して住民に対して避難の指示を行い、避難誘導には消防、警察、自衛隊があたることになっています。』(2008年7月11日、市長意見書)と述べています。このように、尼崎市長は、武力攻撃に関する情報が市に遅れて伝えられることや、避難誘導に自衛隊(国際法上の軍隊)があたることを当然のこととしています。

しかし、これは、市長自らが定めたはずの「尼崎市国民保護計画」にもそぐわない内容です。同計画の『第3編 武力攻撃事態等への対処』の第1章（P45～）には、初動措置に際して市長が独自の判断で『緊急事態連絡会議』を設置して避難の指示、警戒区域の設定の対処などをすることが定められています。国・県からの直接指示がなくても市長が独自の措置をとることができることは明らかです。

「国民保護法」の枠組みは「武力攻撃対処法」とセットになっており、自衛隊の活動を中軸に置くその枠組みからは「無防備地域」という発想は出てきにくいものがあります。しかし、自衛隊は同時に攻撃目標にもなり、自衛隊が住宅地に展開したときに住民が被害に巻き込まれる恐れは否定できません。現代の戦争は、犠牲者の9割以上が民間人です。住宅地が戦場になった場合、住民に与える影響は大きいものがあります。市長は、有事の際、武力攻撃に関する情報を可能な限りリアルタイムで得られるよう国（県）自衛隊に働きかけないといけなんでしょう。そして、武器を持たない地方自治体が住民を保護する手段として無防備地域の宣言を行うことは十分有効な選択肢だと考えます。

軍隊は住民保護を最優先にしません。

参考に、兵庫県国民保護計画（P89）から抜粋します。（尼崎市計画（P55）も同文）

『武力攻撃事態等においては、自衛隊は、その主たる任務である我が国に対する侵略を排除するための活動を行うものであるが、その活動に支障の生じない範囲で国民保護措置を可能な限り実施するものであるという点に留意する必要がある。』

自衛隊の任務はまず敵対する勢力を排除することであり、住民保護はその次なのです。

過去の歴史において、日本軍が住民を守らなかった事例としては、日本軍による住民の食料強奪、殺害、自決の強要などがあった「沖縄戦」のケースや、「満州」に開拓団・在留邦人が置き去りにされたケースなどがあります。これらの事例をそのまま現代の自衛隊に当てはめることはできないと考えますが、先に述べたように、(1)自衛隊は住民保護を最優先にしない。(2)攻撃目標になる。という認識は持っておかないといけなんでしょう。

また、9・11テロの時に在日米軍基地が警戒態勢に入り周辺住民に不安が広がり、沖縄便の飛行機搭乗率が激減したように、住宅地内に軍事力を置くことは住民の安全安心にとって逆効果になることが考えられます。

国民保護法もジュネーブ条約を準用し、住民を保護することを定めています

国民保護法第158条は、国民保護のために、第1追加議定書第66条3の「国際的な特殊標章」などを活用することを定めており、国民保護計画にも、「特殊標章は……ジュネーブ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。」とあります。「特殊標章」を掲げた避難場所などへの攻撃は禁止され、占領や戦闘のおそれのある地域で使用されることが同条約に規定されています。

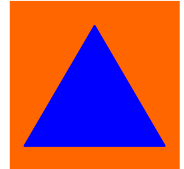
国民保護計画によれば、「特殊標章」は市長の独自判断で避難場所などに交付することになっています。「特殊標章」が有効というのなら「無防備地域」も有効であるはずです。

第1追加議定書 第66条 識別

- 1 紛争当事者は、自国の文民保護組織並びにその要員、建物及び物品が専ら文民保護の任務の遂行に充てられている間、これらのものが識別されることのできることを確保するよう努める。文民たる住民に提供される避難所も、同様に識別されることのできるよ

うにすべきである。

- 2 紛争当事者は、また、文民保護の国際的な特殊標章が表示される文民のための避難所並びに文民保護の要員、建物及び物品の識別を可能にする方法及び手続を採用し及び実施するよう努める。
- 3 文民保護の文民たる要員については、占領地域及び戦闘が現に行われており又は行われるおそれのある地域においては、文民保護の国際的な特殊標章及び身分証明書によって識別されることができるようになるべきである。
- 4 文民保護の国際的な特殊標章は、文民保護組織並びにその要員、建物及び物品の保護並びに文民のための避難所のために使用するときは、オレンジ色地に青色の正三角形とする。
- 5 ~ (略)



尼崎市国民保護計画 「特殊標章等の交付及び管理」

『 市は、ジュネーブ諸条約及び第一追加議定書に規定する特殊標章及び身分証明書を交付及び管理することとなるため、これらの標章等の適切な交付及び管理に必要な事項について、以下のとおり定める。

特殊標章等の意義について

1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第一追加議定書）において規定される国際的な特殊標章等は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力（以下この章において「職務等」という。）を行う者及びこれらの者が行う職務等に使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等（以下この章において「場所等」という。）を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーブ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。

(1) 特殊標章等

ア 特殊標章 第一追加議定書第66条3に規定される国際的な特殊標章（オレンジ色地に青の正三角形）

イ 身分証明書 第一追加議定書第66条3に規定される身分証明書

ウ 識別対象 国民保護措置に係る職務等を行う者、国民保護措置に係る協力等のために使用される場所等

(2) 特殊標章等の交付及び管理

市長、消防局長及び水防管理者は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる。……

(3) 特殊標章等に係る普及啓発

市は、国、県及びその他関係機関と協力しつつ、特殊標章等及び赤十字標章等の意義及びその使用に当たっての濫用防止について、教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発に努める。』

国民保護計画に基づく避難誘導の限界性

国から県に避難の指示があったとき、市は「避難実施要領」を作成して、それに基づいて市民を避難

させることになっています。ただ、一から「避難実施要領」を作成したのでは避難が遅くなるので、あらかじめ「避難マニュアル」で要領のパターンをいくつか作っておくことになっています。しかし「避難マニュアル」を作るためには、まず被害のパターンを想定しないといけません。その被害想定ができないジレンマに自治体が陥っています。被害想定をしたら想定された地域住民に不安が広がります。土砂崩れ危険地域のように被害を科学的に予見でき、それを市民に知らせたほうが被害を防げる可能性が大きい場合とは違い、国民保護計画に関する被害想定は市が説明責任を果たすことができません。尼崎市も「避難マニュアル」を作成する目的は立っていませんので、結局「地域防災計画」に沿って避難させることになるでしょう。

現場で役に立たないような国民保護計画は有効なのか、地域防災計画を充実させたほうがいいのか、という疑問が生じてきます。

避難場所に特殊標章を掲げるにしても、指定された避難場所に住民全員は入りきりません。住民を市外に避難させるにしても安全に避難できる保障はありません。それなら、住宅地全体を無防備地域として宣言し、地域まるごと一切の攻撃を禁止するほうが安全ではないでしょうか。

昔も今も変わらない「危機・危険をあおる手法」

昔の「ガス弾」と今の「化学剤」の例を紹介します。

昔

戦前、発行された『わが家の防空』。当時流行の誌面デザインと凝った写真を贅沢に駆使し、ガス弾対策を訴えている。



今

内閣官房

「国民保護ポータルサイト」より

化学剤に対する対応

②留意点

- 口と鼻をハンカチで覆いながら、その場から直ちに離れ、外気から密閉性の高い屋内の部屋または風上の高台など、汚染のおそれのない安全な地域に避難しましょう。



道義上も宣言できます

【Q】【尼崎市だけ無防備地域宣言をして、自分のところだけ宣言して安全でいいのか？】

近隣都市が危険で、尼崎市が安全なら、避難してくる住民の受け入れに全力を注がないといけなんでしょう。尼崎市民以外の人にも安全な場所を提供する努力をすることが大切だと思います。

Q 【みんなが国を守るために戦っているときに、国の防衛に協力しないものは“非国民”である？】

そもそも国民あつての国家です。その国家が国民を優先して守らない状況において、国民がまず自分の安全を守るのは当然であり、その行為を“非国民”とする発想は、アジア太平洋戦争中の“お国のために死ね”という発想と共通するものです。

そもそも世界第2位の経済力を持つ日本を攻撃することは、攻撃する側にとってもそのリスクは計り知れません。「円」が暴落したら世界経済への打撃は甚大です。それにもかかわらず攻撃を決断させてしまうとしたら、それはひとえに日本の国家権力を持つ人の外交上の失敗だといえるでしょう。しかし、彼らは安全なところでいて「国を守れ」と言うでしょう。そんな彼らのために盾になって犠牲になることはないと思います。

Q 【無防備地域宣言した地域を占領した軍隊は、その地域を軍事的に使用できるので、その周辺が戦火にさらされるではないか？】

まず、どの地域からどのように占領していくかについては、軍事的プレゼンス（自衛隊や在日米軍の存在位置）が大きな要素になると考えられます。それは、ジュネーブ諸条約・追加議定書の「軍民分離の原則」（軍隊のいる場所が攻撃される、という軍事的常識）から考えると明らかです。つまり、無防備地域の宣言＝占領とは限りません。

もし占領された場合、敵軍は占領地を軍事的に使用できますが（無防備地域は占領された直後に原則その地位を失います）そのような占領行為そのものが国際人道法に違反しており、国際的にも撤退を迫られるものであることはふまえておくべきです。

次に、占領地の周辺の危険性については、敵軍がどこを攻撃するかは、軍事的プレゼンス（自衛隊等がどのように展開しているか）が大きく影響します。

ただ、自衛隊等が住宅地に展開することについては、ジュネーブ諸条約第58条に違反する可能性があります。具体的には、『自国の支配の下にある文民たる住民、個々の文民及び民用物を軍事目標の近傍から移動させるよう努めること。』『人口の集中している地域又はその付近に軍事目標を設けることを避けること。』という規定があります。ジュネーブ諸条約・追加議定書の住民保護の規定は、攻撃を受ける危険性が高いのは軍事目標（軍事施設や軍隊）がある場所やその周辺なので、軍事目標と住宅地・住民とを双方遠ざけることが基本原則です。

なお、ジュネーブ諸条約第1追加議定書第52条で、軍事目標にできるものも定められています。自衛隊等が存在する場所を敵軍は軍事目標にできますので、このことから、その場所と周辺は危険だということになります。

つまり、無防備地域宣言をした地域に敵軍が進軍して占領した場合に、その周辺に自衛隊等が存在する場合については周辺が危険だということになるでしょうが、攻撃の際には、軍事目標と住宅地とはあらかじめ遠ざける義務がありますので、敵軍と自衛隊等の双方が住宅地に被害を与えないように戦線・戦法を考慮すれば、占領地の周辺が危険であるとは言い切れません。

このような状況になった場合、市長は、（1）無防備地域の宣言をする際は、国際機関に監視を依頼する。（2）紛争当事者が無防備地域宣言の通告を受け取ったことを確認した時点や、紛争当事者が最初に無防備地区に入ってくる時点などで、その紛争当事者と協議する。（3）国際機関や国内外メディアにも協議内容をオープンにし、国際機関による監視とメディアの現地取材を保障する。という対応が必要だと思われます。

Q 【無防備地域宣言は、利敵行為であり、“外患誘致”“外患援助罪”である？】

例えば、無防備地域とそうでない地域があった場合、敵はまず無防備地域を占領してから、そうでない地域を攻撃するだろう。つまり、無防備地域とは、敵軍が攻撃されず通過できる地域を提供するものであり、敵を招き入れることになる。よって、外患誘致・外患援助である？

無防備地域宣言は、国が外交上の失敗をして、敵の軍隊を侵入させてしまった場合に、住民の生命・身体・財産を守るために宣言するものであって、しかも軍当局との合意も必要です。“外患誘致罪”(刑法 8 1 条) “外患援助罪”(刑法 8 2 条)は、外国と通牒して武力を行使させたり、武力の行使に加担する罪です。無防備地域宣言をこのような“罪”に問う論理は、そもそも敵の軍隊の侵入を招いてしまった責任はどこにあるのかという根本を見ていないと思います。

主権は国民にあり、国民の生命・身体・財産を守るのが国や自治体の責務です。住民の安全を守ることが、結果的に敵を利することになったとしても(必ずしもそうなるとは思えませんが)、それはやむを得なかったことであり、それを“罪”として裁くことは、まさしく国家全体主義・ファシズム国家の論理だといえるでしょう。

刑法 第3章 外患に関する罪

第 8 1 条 (外患誘致) 外国と通謀して日本国に対し武力を行使させた者は、死刑に処する。

第 8 2 条 (外患援助) 日本国に対して外国から武力の行使があったときに、これに加担して、その軍務に服し、その他これに軍事上の利益を与えた者は、死刑又は無期若しくは二年以上の懲役に処する。

第 8 7 条 (未遂罪) 第 8 1 条及び第 8 2 条の罪の未遂は、罰する。

第 8 8 条 (予備及び陰謀) 第 8 1 条又は第 8 2 条の罪の予備又は陰謀をした者は、一年以上十年以下の懲役に処する。

＝＝

追記 第6条の表題について

本条例案第6条の表題は「(無防備地域宣言等)」としていますが、同条の目的は、あくまでも軍民分離の基本原則を実現することによって文民及び民用物を保護することであり、その結果として無防備地域宣言という選択肢があります。その意味で、同条の表題は、「(国際人道法の活用)」、「(軍民分離の基本原則)」、「(文民及び民用物の保護)」のようにしていたほうが良かったかもしれません。

なお、第1項中の「...軍事目標になる恐れがあるものを...」は、「...軍事目標になるものを...」にしてもよいと思います。

また、第2項の最後を「...することができる。」というような表現にする方法もあります。

さらに、第3項として「市は、前2項の実施に支障がないよう必要に応じて、国、その他の地方自治体及び関係機関との連携に努める。」という規定を盛り込んでおいてもよいと思います。

＝＝

【市内に自衛隊施設が存在する場合の考察】

尼崎市内には自衛隊施設はありませんが、もし、ある場合はどう考えるべきでしょうか。

例えば、自衛隊施設が住宅地から離れている場合、宣言区域から外すことで対応できると考えます。

自衛隊基地が住宅地内にある場合は高度な交渉が必要だと思えます。その前提として、住宅地内に基地が存在することが軍民分離の基本原則からみて望ましくない状態であることを問い続け、非軍事施設への転用を求めていくことが重要だと思えます。

なお、条例案に、基地の撤去・移転に関する条項を入れる(参考：大和市自治基本条例)とか、基地の転用利用計画づくりなどを盛り込むことも考えられます。

【テロについての考察】

国際法上の一般的解釈では、「テロ集団」による攻撃は「国際犯罪」なので、各国の警察が連携を取り合って、各国の刑法やテロ防止条約などを適用して対応することになります。

「ジュネーブ諸条約」は「国際紛争・国内紛争」に適用されるので「テロ」に対しては原則として適用されませんが、逆に「国際犯罪」としてきっちり各国の刑法などで裁くほうが、量刑が明確で厳格な刑罰を適用することができると思います。

「テロ」と「戦争」との解釈をややこしくしているのは、ブッシュ大統領が「9・11テロは戦争行為だ」と言って、国際法に違反してアフガニスタンを攻撃したことにあります。一方で、米軍は、アフガニスタンで捕まえたアルガイダ容疑者については「戦争捕虜でなく犯罪者だからジュネーブ条約は適用されない」と言いました。

「テロ」や「地域紛争」を無くすためには、軍事力や経済力を持った国が、他の国の人々を攻撃したり抑圧したりする恐怖をなくすこと、経済の格差や貧困をなくすことが一番の近道だと思っています。

軍事に使われているお金を「憎しみの連鎖」を断ち切るために使ってほしいのです。そのためには、多くの市民の熱い平和への思いをもっと国内外に発信していかなければならないと思います。

有事を想定し、住民を巻き込んだ「実動訓練」の実態

*小学生を乗せたバスを自衛隊装甲車が先導（千葉県富浦町）

2006年3月7日、千葉県富浦町での実動訓練では、町内に「テロリスト攻撃情報。当地域にテロリスト攻撃の可能性あり。屋内に避難してください」との警報・サイレンが流され、教室にいた富浦小学校の児童120人が校庭からバス3台に分乗し、白バイや陸上自衛隊の軽装甲車の先導で、町の体育館に避難するという訓練が行われました（同時に、富浦漁港の住民40人も自衛隊車両の先導で避難）。

*住民をC-130輸送機で広域搬送（鳥取県）

同年11月26日の鳥取県での実動訓練でも、自衛隊が住民避難を先導し、「準緊急治療群患者」を空自C-130輸送機で広域搬送する訓練も実施されました。

国と都道府県との「国民保護」の共同訓練については、2008年度の実動訓練は4県（長野、山口、岡山、鳥取） 図上訓練は14県で予定されています。なお、2007年度は、実動・5県（島根、愛媛、千葉、茨城、静岡） 図上・10県。2006年度は、実動・3県（北海道、茨城、鳥取） 図上・8県。2005年度は、実動1県（福井） 図上4県の共同訓練が実施されています。その他にも、国との共同訓練以外の訓練が行われています（前述の富浦町の訓練は千葉県と富浦町との共催）。



千葉県・富浦町の実動訓練
(2006年3月7日)
集まった自衛隊軽装甲車



国・鳥取県の実動訓練
(2006年11月26日)
準緊急治療群患者の広域搬送
(C1輸送機で搬送)
【空自美保基地】

東京都主催の「ビッグレスキュー2000」(2000年)から始まった「防災訓練」は、首都・市街地を舞台にして自衛隊の治安出動訓練・軍事パレードの様相を深めています。

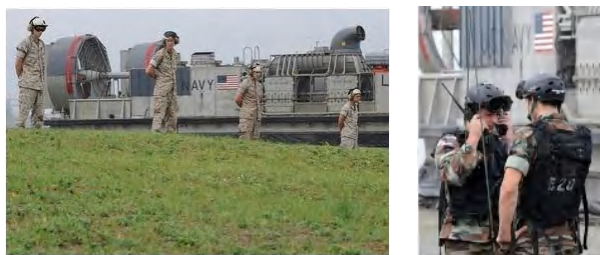
*銀座の大通りに装甲車と騎馬隊が出動し、米海軍が揚陸艇で「避難民」を輸送。

2008年8月31日に、東京都内で行われた「防災訓練」には（名目は「国民保護」ではないのに）消防隊員600人、自衛隊員650人、米海軍から700人らが参加し、計1万5000人が参加しました。

地下鉄構内から「けが人」を救助し搬送するという訓練では、銀座の大通りを閉鎖し、自衛隊の装甲車と警視庁騎馬隊とが出動（軍事パレード？）しました。また、米海軍は、強襲揚陸艦エセックス(USS Essex)を東京湾に配備し、「避難者」をエアクッション型揚陸艇に乗せて搬送訓練をしました。



銀座の大通りを封鎖して進行する自衛隊の装甲車と警視庁の騎馬隊（2008年8月31日）



搬送訓練に参加した米軍のエアクッション型揚陸艇（背景）とその乗組員（2008年8月31日）



エアクッション型揚陸艇に乗って強襲揚陸艦エセックス（USS Essex）に移動する訓練参加者ら
（2008年8月31日）

*** 国・近畿府県・陸海空自衛隊の初の合同訓練では「有事さながらのやり取り」が展開される。**

上記の訓練と同時、8月30日から9月1日にかけて、大阪府岸和田市沖の埋立地で、陸・海・空自衛隊の統合防災訓練が行われました（自衛隊員約1600人や車両約400台、航空機約30機などが参加）。初日は、沿岸に停泊した輸送艦「しもきた」に、陸上自衛隊中部方面に所属する衛生隊員らが医療器具やテントの梁などを運搬し、内甲板に臨時手術室や救護所を開設する訓練をしました。

（これは、有事の際の海上自衛隊と陸上自衛隊との連携訓練にもなると考えられます。）

さらに、9月1日の陸海空自衛隊の統合防災訓練は、初めて国や府などと合同訓練（「近畿府県合同防災訓練」）になりました。その際の福田首相と橋下府知事とのやりとりを産経新聞は「有事さながらのやり取りが展開された」と報道しました。これはまさしく訓練の本質を表わしていると思います。

さらに、炊き出し訓練では、岸和田婦人防火クラブのメンバーらが陸上自衛隊の野外炊飯車で炊いたご飯で約1700食分のおにぎりなどを用意し、避難所開設訓練では自衛隊員と府立岸和田高校の生徒らが宿営用テントを設営しました。

このように、自衛隊も宿営する宿営地の炊き出しや設営に、婦人会や高校生を動員する訓練は、まさしく自衛隊の後方支援活動に住民を協力させる有事訓練の一形態です。それを、抵抗感の少ない『防災訓練』として実施し、自衛隊と一体となって行動することの慣らしていくやり方は、軍民分離の精神に反します。その「近畿府県合同防災訓練」に兵庫県など全近畿府県も参加しています。尼崎市長は「自衛隊は攻撃目標になる」という意識をしっかりと持ち、このような訓練は受け入れないことが必要です。



福田首相と橋下府知事とのテレビ会議
（首相官邸側）



（府庁側）



避難所開設訓練
（宿営地のテント設営）

(尼崎市平和の街づくり基本計画の作成等)

第7条 この条例の目的を達成するために、尼崎市平和の街づくり基本計画(以下、「基本計画」という。)を作成し公表する。基本計画には次の各号を含めることとする。

- (1) 平和をテーマにした国際交流事業を行うこと
 - (2) 平和に関する事業を他の地方自治体と連携して行うこと
 - (3) 憲法の平和理念や国際人道法などに関する教育や普及活動等を行うこと
 - (4) 学校等で、戦災、被爆及び沖縄戦等の戦争体験を聞くなど、地域に住む戦争体験者等の協力のもとに平和教育を推進すること
 - (5) 戦跡の保存ならびに戦争に関する証言や資料の収集および展示を行うこと
 - (6) 平和事業に貢献する市民の活動を支援すること
 - (7) その他、この条例に定める事項を円滑に実施するために必要なこと
- 2 基本計画を作成するために「尼崎市平和の街づくり推進委員会」(以下、「推進委員会」という。)を設ける。
- 3 推進委員会の委員は、行政及び教育関係者、学識経験者、市民から構成する。なお、学識経験者及び市民の委員は公募とする。
- 4 推進委員会は、計画作成後も計画の推進状況を毎年確認し、公表する。また、基本計画の変更を必要に応じて行う。

本条例でいう「平和の街づくり」は、おおまかに言うと「国際的な安全・安心」をどう構築していくかという意識を、市民の中で育てていくものです。「Think globally. Act locally. (世界的に考えて、足元で行動しよう)」という言葉がありますが、相互信頼に基づく国際的な視野で考え、歴史の教訓もふまえて、平和の街・尼崎の発展をすすめていきたいと思えます。

戦争というのは、究極的には狂気であり、人命を軽視することです。他国の人が悲惨な状況に置かれていることに心を痛めることができないとしたら、隣人にも目を向けることができなくなります。そういう意味で、先ほど「国際的な安全・安心」という表現を使いましたが、「地域の安全・安心」にもつながってきます。

(すでに、地域の安全・安心を守る取り組みをしている組織がありますので、条例では、その分野とできるだけ重ならない部分で定めようとするものです。)

戦争や暴力をなくし、命を大切にする平和な社会をつくるためには不断の努力が必要です。それはトップダウンではなく、行政・教育関係者、学識経験者、一般市民が意見を出し合い、構築していくものです。その論議の中で「平和の街づくり基本計画」をつくらうとするものです。これは、全国的にも画期的な取り組みになるはずで

第1項第3号の「国際人道法に関する教育や普及活動」について

ジュネーブ諸条約(第1条約第47条、第4条約第144条)には、

『締約国は、……平時であると戦時であるとを問わず、自国においてこの条約の本文をできる限り普及させること。』

とあり、第1追加議定書(第83条)にも、

『締約国は、平時において武力紛争の際と同様に、自国において、できる限り広い範囲において諸条約及びこの議定書の周知を図ること、特に、諸条約及びこの議定書を自国の軍

隊及び文民たる住民に周知させるため、軍隊の教育の課目に諸条約及びこの議定書についての学習を取り入れ並びに文民たる住民によるその学習を奨励することを約束する。』と規定されています。

第1項第6号の「平和事業に貢献する市民の活動を支援すること」について

協議会の委員が、平和に関する団体の会員である場合、自分の団体に支援を誘導することにならない為に、公正な支援基準を決めて、計画に載せることは必要だと考えます。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

規則にはつぎの内容を含むと考えます。

- ・「軍事目標」の判断方法。
- ・「無防備地域宣言」をする際の標準的な手続きの手順と実施方法。
- ・「推進委員会の委員」の人数、選出方法。公募委員については公募方法・人選基準。

Q 【無防備地域宣言についての手順などを、市長に任せていいのか？】

実際に、無防備地域宣言をすることになった場合、国・自衛隊・紛争当事者などとの交渉や、国際機関との連携などをするのは、市長の役割になります。そのため、市長の権限で「規則」で定めることにしたのです。

市長も条例が定まった場合、条例の趣旨に反する規則を定めることはできないでしょう。

附 則

(施行期日)

1 この条例は公布の日から施行する。

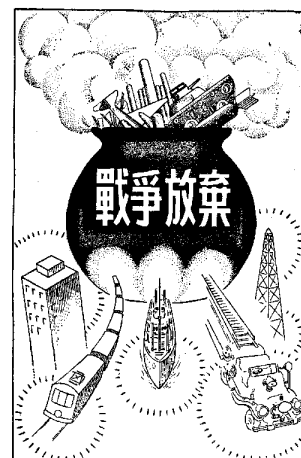
(基本計画の作成時期)

2 基本計画は、施行の日から2年以内に作成するよう努める。

文部省教材「あたらしい憲法のはなし」(1947年)より抜粋

『戦争の放棄・・・そこでこんどの憲法では、日本の国が、けっして二度と戦争をしないように、二つのことをきめました。その一つは、兵隊も軍艦も飛行機も、およそ戦争をするためのものは、いっさいもたないということです。これからさき日本には、陸軍も海軍も空軍もないのです。これを戦力の放棄といいます。「放棄」とは、「すててしまう」ということです。しかしみなさんは、けっして心ぼそく思うことはありません。日本は正しいことを、ほかの国よりさきに行ったのです。世の中に、正しいことぐらい強いものはありません。

もう一つは、よその国と争いごとがおこったとき、けっして戦争によって、相手をまかして、じぶんのいいぶんをとおそうとしないということをきめたのです。おだやかにそうだんをして、きまりをつけようというのです。なぜならば、いくさをしかけることは、けっきょく、じぶんの国をほろぼすようなはめになるからです。・・・これを戦争の放棄というのです。そうしてよその国となかよくして、世界中の国が、よい友だちになってくれるようにすれば、日本の国は、さかえてゆけるのです。』



『ヒロシマというとき』 (1976年) 栗原貞子さんの詩より

ヒロシマ というとき
 ああ ヒロシマ と
 やさしくこたえてくれるだろうか
 ヒロシマ といえば パール・ハーバー
 ヒロシマ といえば 南京虐殺
 ヒロシマ といえば 女や子供を
 壕のなかにとじこめ

ガソリンをかけて焼いたマニラの火刑
 ヒロシマ といえば
 血と炎のこだまが 返って来るのだ

ヒロシマ といえば
 ああ ヒロシマ とやさしくは
 返ってこない
 アジアの国々の死者たちや無告の民が
 いっせいに犯されたものの怒りを
 噴き出すのだ

ヒロシマ といえば
 ああヒロシマ と
 やさしくかえってくるためには
 捨てた筈の武器を ほんとうに
 捨てねばならない
 異国の基地を撤去せねばならない
 その日までヒロシマは
 残酷と不信のいがい都市だ
 私たちは潜在する放射能に
 灼かれるパリアだ

ヒロシマ といえば
 ああヒロシマ と
 やさしいこたえが
 かえってくるためには
 わたしたちは
 わたしたちの汚れた手を
 きよめねばならない

()パリア.....不可触民、アンタッチャブル。インドのカースト制で、カースト外に置かれた最下層民。

広島・原爆の日『平和宣言』（全文） 2008年8月6日

平均年齢 75 歳を超えた被爆者の脳裡（のうり）に、63 年前がそのまま蘇（よみがえ）る 8 月 6 日が巡って来ました。「水を下さい」「助けて下さい」「お母ちゃん」 - 被爆者が永遠に忘れることのできない地獄に消えた声、顔、姿を私たちも胸に刻み、「こんな思いを他の誰にもさせない」ための決意を新たにする日です。

しかし、被爆者の心身を今なお苛（さいな）む原爆の影響は永年にわたり過少評価され、未（いま）だに被害の全貌（ぜんぼう）は解明されていません。中でも、心の傷は深刻です。こうした状況を踏まえ、広島市では 2 カ年掛けて、原爆体験の精神的影響などについて、科学的な調査を行います。

そして、この調査は、悲劇と苦悩の中から生（うま）れた「核兵器は廃絶されることにだけ意味がある」という真理の重みをも私たちに教えてくれるはずです。

昨年 11 月、科学者や核問題の専門家などの議論を経て広島市がまとめた核攻撃被害想定もこの真理を裏付けています。核攻撃から市民を守る唯一の手段は核兵器の廃絶です。だからこそ、核不拡散条約や国際司法裁判所の勧告的意見は、核軍縮に向けて誠実に交渉する義務を全（すべ）ての国家が負うことを明言しているのです。さらに、米国の核政策の中枢を担ってきた指導者たちさえ、核兵器のない世界の実現を繰り返し求めるまでになったのです。

核兵器の廃絶を求める私たちが多数派であることは、様々（さまざま）な事実が示しています。地球人口の過半数を擁する自治体組織、「都市・自治体連合」が平和市長会議の活動を支持しているだけでなく、核不拡散条約は 190 カ国が批准、非核兵器地帯条約は 113 カ国・地域が署名、昨年我（わ）が国が国連に提出した核廃絶決議は 170 カ国が支持し、反対は米国を含む 3 カ国だけです。今年 11 月には、人類の生存を最優先する多数派の声に耳を傾ける米国新大統領が誕生することを期待します。

多数派の意思である核兵器の廃絶を 2020 年までに実現するため、世界の 2368 都市が加盟する平和市長会議では、本年 4 月、核不拡散条約を補完する「ヒロシマ・ナガサキ議定書」を発表しました。核保有国による核兵器取得・配備の即時停止、核兵器の取得・使用につながる行為を禁止する条約の 2015 年までの締結など、議定書は核兵器廃絶に至る道筋を具体的に提示しています。目指すべき方向と道筋が明らかになった今、必要なのは子どもたちの未来を守るという強い意志と行動力です。

対人地雷やクラスター弾の禁止条約は、世界の市民並びに志を同じくする国々の力で実現しました。また、地球温暖化への最も有効な対応が都市を中心に生れています。市民が都市単位で協力し人類的な課題を解決できるのは、都市が世界人口の過半数を占めており、軍隊を持たず、世界中の都市同士が相互理解と信頼に基づく「パートナー」の関係を築いて来たからです。

日本国憲法は、こうした都市間関係をモデルとして世界を考える「パラダイム転換」の出発点とも言えます。我が国政府には、その憲法を遵守（じゅんしゅ）し、「ヒロシマ・ナガサキ議定書」の採択のために各国政府へ働き掛けるなど核兵器廃絶に向けて主導的な役割を果（はた）すことを求めます。さらに「黒い雨降雨地域」や海外の被爆者も含め、また原爆症の認定に当たっても、高齢化した被爆者の実態に即した温かい援護策の充実を要請します。

また来月、我が国で初めて、G8 下院議長会議が開かれます。開催地広島から、「被爆者の哲学」が世界に広まることを期待しています。

被爆 63 周年の平和記念式典に当たり、私たちは原爆犠牲者の御霊（みたま）に心から哀悼の誠を捧（ささ）げ、長崎市と共（とも）に、また世界の市民と共に、核兵器廃絶のためあらん限りの力を尽（つく）し行動することをここに誓います。

2008 年（平成 20 年）8 月 6 日

広島市長 秋葉忠利

【平和行政の推進】

- ・東京都中野区(1990年) 中野区における平和行政の基本に関する条例
- ・沖縄県読谷村(1991年) 読谷村平和行政の基本に関する条例
- ・東京都三鷹市(1992年) 三鷹市における平和施策の推進に関する条例
- ・神奈川県藤沢市(1995年) 藤沢市核兵器廃絶平和推進の基本に関する条例
『第4条 市は、市内での核兵器の製造、保有、持込み及び使用に協力しない。』
- ・千葉県佐倉市(1995年) 佐倉市平和行政の基本に関する条例
- ・東京都西東京市(2001年) 西東京市平和推進に関する条例
- ・宮城県気仙沼市(2001年) 気仙沼市平和行政の推進に関する条例
- ・北海道苫小牧市(2002年) 苫小牧市非核平和都市条例
『第5条 市長は、本市において、国是である非核三原則の趣旨が損なわれるおそれがあると認める事由が生じた場合は、関係機関に対し協議を求めるとともに、必要と認めるときは、適切な措置を講じるよう要請するものとする。』
- ・兵庫県宝塚市(2003年) 宝塚市核兵器廃絶平和推進基本条例
- ・岡山県倉敷市(2006年) 倉敷市国際平和交流の推進に関する条例
- ・千葉県我孫子市(2008年) 我孫子市平和事業推進条例
- ・長崎県時津町(2008年) 時津町核兵器廃絶平和推進の基本に関する条例
『第3条 町は、町内での核兵器の製造、保有、持込み及び使用に協力しない。』

【平和基金】

- ・東京都品川区(1986年) 品川区平和基金条例
- ・新潟県十日町市(1988年) 十日町市平和基金条例
- ・東京都日野市(1988年) 日野市平和事業基金条例
- ・神奈川県藤沢市(1989年) 藤沢市平和基金条例
- ・東京都世田谷区(1990年) 世田谷区国際平和交流基金条例
- ・千葉県市川市(1990年) 市川市平和基金の設置、管理及び処分に関する条例
- ・千葉県浦安市(1991年) 浦安市非核平和事業基金条例
- ・千葉県松戸市(1993年) 松戸市平和基金条例
- ・埼玉県川越市(1994年) 川越市平和基金条例
- ・東京都板橋区(1995年) 板橋区平和基金条例
- ・兵庫県宝塚市(1995年) 宝塚市平和基金条例
- ・茨城県取手市(1995年) 取手市平和基金設置条例
- ・岩手県金ケ崎町(2001年) 金ケ崎町平和国際交流基金条例
- ・滋賀県(2002年) 滋賀県平和祈念施設整備基金条例

【平和の日条例】

- ・東京都(1990年) 東京都平和の日条例(3/10 東京大空襲の日)
- ・岐阜県各務原市(1990年) 各務原市平和の日を定める条例(6/22 各務原空襲の日)
- ・長崎県長崎市(1995年) ながさき平和の日条例(8/9 長崎原爆投下の日)
- ・沖縄県北谷町(1995年) 北谷町民平和の日を定める条例(10/22 戦後復興が始まった日)
- ・東京都渋谷区(2002年) 平和・国際都市渋谷の日の条例(10/1 渋谷区誕生の日)

【基地移転に関する条項】

- ・神奈川県大和市(2005年) 大和市自治基本条例

【放射性核物質の持ち込み拒否】

- ・高知県東洋町(2007年) 東洋町放射性核物質の持ち込み拒否に関する条例

ジュネーブ諸条約 第 1 追加議定書 (政府公定訳 : 抄)

第五章 特別の保護の下にある地区及び地帯

第五十九条 無防備地区

- 1 紛争当事者が無防備地区を攻撃することは、手段のいかんを問わず、禁止する。
- 2 紛争当事者の適当な当局は、軍隊が接触している地帯の付近又はその中にある居住地区であって敵対する紛争当事者による占領に対して開放されるものを、無防備地区として宣言することができる。無防備地区は、次のすべての条件を満たしたものである。
 - (a) すべての戦闘員が撤退しており並びにすべての移動可能な兵器及び軍用設備が撤去されていること。
 - (b) 固定された軍事施設の敵対的な使用が行われないこと。
 - (c) 当局又は住民により敵対行為が行われないこと。
 - (d) 軍事行動を支援する活動が行われないこと。
- 3 諸条約及びこの議定書によって特別に保護される者並びに法及び秩序の維持のみを目的として保持される警察が無防備地区に存在することは、2 に定める条件に反するものではない。
- 4 2 の規定に基づく宣言は、敵対する紛争当事者に対して行われ、できる限り正確に無防備地区の境界を定め及び記述したものである。その宣言が向けられた紛争当事者は、その受領を確認し、2 に定める条件が実際に満たされている限り、当該地区を無防備地区として取り扱う。条件が実際に満たされていない場合には、その旨を直ちに、宣言を行った紛争当事者に通報する。2 に定める条件が満たされていない場合にも、当該地区は、この議定書の他の規定及び武力紛争の際に適用される他の国際法の諸規則に基づく保護を引き続き受ける。
- 5 紛争当事者は、2 に定める条件を満たしていない地区であっても、当該地区を無防備地区とすることについて合意することができる。その合意は、できる限り正確に無防備地区の境界を定め及び記述したものとすべきであり、また、必要な場合には監視の方法を定めたものとする事ができる。
- 6 5 に規定する合意によって規律される地区を支配する紛争当事者は、できる限り、他の紛争当事者と合意する標章によって当該地区を表示するものとし、この標章は、明瞭 (りよう) に見ることができるところ、特に当該地区の外縁及び境界並びに幹線道路に表示する。

「尼崎市を非戦の街に」市民平和条例（案）

「21世紀は戦争のない平和な世界にしたい」という市民の願いにかかわらず、イラク、アフガニスタン等で多くの一般市民の命がうばわれつづけている。戦争は自然現象ではなく、始めるのも終結させるのも人間。私たちは日本国憲法の平和主義の理念を実現し、わたしたちの住む尼崎市を、戦争に協力しない、戦争に加担しない街にすべく、持てる力を結集し、時代を担う子どもたちに手渡したいと考える。尼崎市は軍需産業の町だったので、第二次世界大戦末期に激しい空襲を受け、多大な犠牲をこうむっている。戦争体験者の方から「二度と戦争はしてはならない」思いを受け継いだ。私たちは、この町を「命が輝く街、子どもたちが健やかに育ち、高齢者や障がいを持つ人たちの生活が尊重される街」にしたい。また、近松をはじめ、文化遺産を大切に伝えていきたい。文化は平和でこそ栄える。尼崎市の歴史と伝統、暮らしの中から、戦争につながるものを拒否し、恒久的な平和のために不断に努力する決意のあかしとしてこの条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、国際平和を誠実に希求し、戦争と武力を永久に放棄するとした日本国憲法の平和主義の理念、国是である非核三原則、および武力紛争被害を防ぐための国際法規であるジュネーブ諸条約など国際人道法、ならびに尼崎市の「世界平和都市宣言」および「核兵器廃絶平和都市宣言」にもとづき、市民が平和で安全な環境のもとに人間としての基本的な権利と豊かな生活を維持できるために、平和の街づくりを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居住する者、市内で働く者、学ぶ者、その他の活動をする者をいう。
- (2) 核兵器等 核兵器(劣化ウラン兵器を含む。)ならびに生物兵器、化学兵器(枯葉剤を含む。)地雷、機雷、クラスター爆弾、焼夷弾、その他生物を無差別に殺傷させ又は環境に大きな影響を与える恐れがある兵器及びこれに類するものをいう。
- (3) 第1追加議定書 1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(議定書I)をいう。
- (4) 無防備地域 第1追加議定書第59条に定められている攻撃に対して特別の保護の下にある地区をいう。

（市民の平和的生存権）

第3条 市民は、平和のうちに生存する権利を有する。

2 市民は、その意に反して、軍事又は防衛に関する協力を強制されない。

（市の責務）

第4条 市は、前条の市民の権利を保護する。

（核兵器等廃絶の働きかけ）

第5条 市長は、核兵器等の製造、運搬、使用等を禁止し廃絶するための措置を国際機関、関係国、関係諸団体等に働きかける。

(無防備地域宣言等)

- 第6条 市は、平時においても、第1追加議定書第48条に定める軍民分離の基本原則を尊重し、同第58条に準じて軍事目標になる恐れがあるものを市内に持ち込むこと又は設けることを認めない。
- 2 市長は、武力攻撃が切迫している状況等においては、無防備地域の宣言を行い、紛争当事者及び国際機関に通告する。

(尼崎市平和の街づくり基本計画の作成等)

- 第7条 この条例の目的を達成するために、尼崎市平和の街づくり基本計画(以下、「基本計画」という。)を作成し公表する。基本計画には次の各号を含めることとする。
- (1) 平和をテーマにした国際交流事業を行うこと
 - (2) 平和に関する事業を他の地方自治体と連携して行うこと
 - (3) 憲法の平和理念や国際人道法などに関する教育や普及活動等を行うこと
 - (4) 学校等で、戦災、被爆及び沖縄戦等の戦争体験を聞くなど、地域に住む戦争体験者等の協力のもとに平和教育を推進すること
 - (5) 戦跡の保存ならびに戦争に関する証言や資料の収集および展示を行うこと
 - (6) 平和事業に貢献する市民の活動を支援すること
 - (7) その他、この条例に定める事項を円滑に実施するために必要なこと
- 2 基本計画を作成するために「尼崎市平和の街づくり推進委員会」(以下、「推進委員会」という。)を設ける。
- 3 推進委員会の委員は、行政及び教育関係者、学識経験者、市民から構成する。なお、学識経験者及び市民の委員は公募とする。
- 4 推進委員会は、計画作成後も計画の推進状況を毎年確認し、公表する。また、基本計画の変更を必要に応じて行う。

(委任)

- 第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は公布の日から施行する。

(基本計画の作成時期)

- 2 基本計画は、施行の日から2年以内に作成するよう努める。

【編集後記】 = = = = =

「尼崎市に平和無防備条例をめざす会」のブログ担当（ブログ上では「ブログ管理人」）として、ブログの運営・管理をしてきました。おかげさまで、ブログに多くの方が訪問していただき、様々なコメント（ご意見やご質問）が投稿されました。関心の高さに励まされましたが、誤解や偏見に基づくものも多く寄せられました。このような誤解や偏見を放置すればさらなる誤解や偏見を生む恐れがあり、意見は違っても理解し合える部分はあると信じ、できるだけコメントにお返事するように心がけました。

ただ、お返事しても、別の方から同じような質問が何回か投稿されることもあり、私は、系統的に論点を整理する必要性を強く感じていきました。【ブログの[コメントへのお返事]カテゴリなどに、寄せられた「コメント」と「ブログ管理人からのお返事」が掲載されています】

おりしも、尼崎市議会では、委員会での条例審議が始まろうとしていました。そこで、その論議の参考になれば.....と思い、私なりに、今までブログで書いてきた「Q & A」「コメントへのお返事」を、条例案の各条項ごとに整理し直しました。それに加筆修正し、参考資料を付け加えたのが、この「説明書」です。

（また、別冊として『反対意見に対する具体的反論』もまとめているので、ぜひ併読ください。）

= = = = =

国家が戦争の方向に向かうとき、それを民主的な手段で止めたいと思っています。日本は武器を使わずに平和外交を展開してこそ、平和に繁栄し続けるのです。本条例の制定は、そのための「地方からの平和の発信」であり、「平和的生存権」「地方自治」を明確にし、武器を持たない自治体・住民が「国際人道法」を活用して、安全を守ることを求めるものです。それは、平和憲法の精神と合致したものであり、憲法改正が論議されている今、平和憲法の意義を地方から問い直すものだと考えています。

【文責】

尼崎市に平和無防備条例をめざす会：ブログ担当

<http://peacewave.blog10.fc2.com/>

この「説明書」は、「会」の立場を公式に表明するためのものではなく、条例の意義や制定できる根拠などを説明するためにまとめたものです。

あくまでも、文責は「ブログ担当」に帰します。

なお、平和施策・無防備地域宣言を盛り込んだ条例の制定をめざす団体からの希望に応じて、この説明書のデータ（WORD形式）を提供します。この説明書の内容をその自治体の条例用書き換えて使用してもよろしいですが、この内容に起因することでも当方は責任を負えませんがご承知おきください。